消費者問題を よむ・しる・かんがえる

2015 No.33

国民生活 4

ウェブ版

特集

若者を取り巻くトラブル

―学生を中心に―

消費者問題アラカルト

商品先物取引の
不招請勧誘規制の見直し

消費者教育実践事例集

「公正な貿易」を通して
消費活動を振り返る

消費者問題を よむ・しる・かんがえる

国民生活

No.33
ウェブ版

2015 4

CONTENTS

特集

若者を取り巻くトラブル—学生を中心に—

特集1

若者に多い消費生活相談—現状と対処法

平澤 慎一 Hirasawa Shinichi　弁護士（東京弁護士会）
東京弁護士会消費者問題特別委員会委員、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事。クレジット・リース被害対策弁護団、東京投資被害弁護士研究会等に参加。

はじめに

大学生などの若者は、社会経験に乏しいため、もともと消費者被害にあいやすい傾向にありますが、最近はインターネット（以下、ネット）の普及やスマートフォンなどによるSNS（facebook、twitterなど）の飛躍的な利用拡大によって、事業者と直接接触する機会が格段に増えており、またさまざまな情報が氾濫する中で、新しいタイプの若者の消費者被害が目立っています。

ここでは、若者に特徴的な消費者被害の現状とその対処法をみていきます。

ネット通販トラブル

ネット通販が急速に普及し、自分の趣味や関心にマッチした商品を簡単に見つけて手に入れられるようになってきました。しかし、それにともなうようにネット上に表示されている商品とは違う模倣品や海賊版（コピー品）などのニセ物が送られてくるというトラブルも増えています。

このようなトラブルは商品を実際に見て確認できないために生じるものであり、従来からある通信販売に特有のものですが、さらにネット取引では、相手が誰であるかさえ分からないことも少なくなく、通信販売に関する特定商取引法の規制を守っていない場合もあるため、多くのトラブルが発生しています。返品特約を表示している場合であっても、「正規品である」と主張するなどして応じてくれないなど、事業者の対応に問題がある場合も少なくありません。

ニセ物である場合は、その契約自体について民法上の詐欺取消や錯誤無効、消費者契約法上の不実告知取消を主張できますが、そもそもニセ物かどうかの判断が難しく、売主が海外の事業者であったり、すぐに連絡不能になってしまうことも多く、解決が困難な場合もあります。

ネットで簡単にできてしまう通販ですが、見ず知らずの相手から実物を確かめもしないで購入するのですから、店舗での取引よりもさらに慎重に行うことが必要です。また、取引の過程で、自分の個人情報を相手に知らせてしまうので、その点からも十分な慎重さが求められます。

投資用DVDを利用したマルチ商法

大学生の間で投資用DVDを購入させるマルチ商法被害が横行し、最近、被害相談が多く寄せられています。

これは、アルバイト先や大学などの先輩や友人に誘われて飲食店や喫茶店に行くと、絶対もうかる投資システムがあるという話になり、「その投資をするためにはDVDを購入する必要があるが、DVDのとおりにすればすぐに元を取れてもうかる」などと勧誘されて、借金までしてDVDを購入させられてしまうというものです。DVDの内容は市販の投資関係の本にも書かれている程度のものであり、購入金額に見合うノウハウを得られるものではありません。結局、そのDVDを見て投資を行ってみても説明どおりの利益など得られず、借金の返済ができなくなります。一方、そのDVDを購入した後に、勧誘者側やDVDの販売業者等から、新規に購入者を紹介すれば10万円を支払うという説明がなされるので、被害者は自分の借金返済のために友人や知人を勧誘してこのDVDを買わせてしまいます。この手口は大学生の人間関係を利用し、また無知に付け込んで、借金までさせてDVDの契約をさせ、その後、契約者を紹介すればリベートが得られるとして、さらに人間関係を利用して顧客を増やしていくという悪質な「マルチ商法」なのです。

「マルチ商法」は、社会経験に乏しい若者が、事業者側の勧誘文句が事実であると信じてしまい、また社会貢献をしているのだと錯覚し、会員を増やそうとして友人・知人を勧誘していくというパターンも多く、従前から特に若者の間で目立つ悪質商法被害として問題にされてきました。

「マルチ商法」については、特定商取引法の「連鎖販売取引」に当たれば、クーリング・オフや取消し、中途解約などの規定によって消費者が保護されます。この「連鎖販売取引」とは、例えば、他の人を勧誘して契約すればリベートを支払うなどと言って商品を売るなどの取引を行うものです。この投資用DVD販売で契約する前には紹介によるリベートの話をしていない場合は「連鎖販売取引」に当たらない可能性がありますが、飲食店や喫茶店などで契約した場合は、店舗販売ではなく、特定商取引法上の「訪問販売」に当たり、「訪問販売」としてクーリング・オフや取消しなどが行える可能性があります。

投資によって利益を獲得するのは、ある程度の知識を持っていたとしても困難であり、大学生が簡単にできるものではありません。むしろ損をするリスクのほうが大きく、投資の話に容易に乗ることは慎むべきです。また、友人・知人を勧誘してリベートを得ることは、加害者に回ることであり、人間関係を破壊しますし、精神的に大きなダメージを受けます。精神的被害は、財産的被害よりもずっと深刻ですので、このような商法への参加は絶対に避けるべきです。

開運グッズ商法

雑誌広告を見て、数千円程度の「開運ブレスレット」などの開運グッズを申し込んで購入した後、事業者から連絡があってさらに高額な開運グッズを売りつけられたり、邪気を払うためなどという名目で高額な祈祷（きとう）サービスの勧誘を受けたりする被害も若者に多くみられます。

この商法は、若者に共通する将来に対する漠然とした不安な気持ちに付け込み、その不安を煽（あお）って、開運や不運の除去のためなどという理由で高額なグッズを買わせたり、祈祷料を支払わせるというものです。昨今の経済の停滞や社会的閉塞（へいそく）感から「霊感」などのいわゆるスピリチュアルなものを単純に信じてしまう社会的風潮の影響もあるかもしれません。

この被害の特徴は、事業者側が顧客の不安を煽るように仕向けるため、被害が継続し拡大していくところにあります。ある開運グッズを購入し、その効果が現れないということで事業者に連絡すると、邪気が憑（つ）いているとか前世の因縁だなどと言って、それを除去するためにさらなる開運グッズを購入させ、あるいは祈祷料を納めさせたりし、際限なく被害が広がっていく

しくみです。

この商法は、電話勧誘で行われることが多く、その場合は特定商取引法の「電話勧誘販売」に該当し、クーリング・オフや取消しによる対応が可能です。ただし、事業者は広告を出しているものの法人格を持っていなかったり、連絡先住所も実在しないということも珍しくないので、結局、事業者の特定ができずに被害回復ができないという結果になることも多いようです。

不安に駆られて効果が不明瞭であったり実体のない高額な商品を購入するようなことがないよう、十分に気をつけることが必要です。

スカウト詐欺被害

若い女性が、路上でモデルにならないかと声をかけられ、事務所に行くと、エステを無料で受けられると勧誘され、結局は美容品購入の契約をさせられてしまうという被害が最近多くみられます。

具体的には、繁華街で「モデルになりませんか？」と声をかけられ、これに応じると写真を撮られ、１次選考にかけるので合格したら連絡しますと言われます。その後、１次選考に通ったという連絡が事業者からあり事務所に呼ばれますが、２次選考の前に体験エステを受けてほしいと言われ、指定された店で体験エステを受けると、エステティシャンから特別に無料で全身脱毛を受けられると言われます。そしてその無料脱毛を行う条件として、美容品をクレジットで購入してほしい、クレジット代金はこちら（事業者）で負担すると言われ、美容品を購入してしまうというものです。実際にしばらくはクレジット代金分が事業者から振り込まれるため、被害者は何の負担もなく無料で全身脱毛を受けられることになります。ところが、やがて事業者側からクレジット代金分が支払われなくなり、被害者が自己負担でクレジット会社に支払わざるを得なくなって、被害が発覚するわけです。

この場合、美容品の購入契約が店舗でない場所で行われていれば、「訪問販売」に該当するため、特定商取引法あるいは割賦販売法によるクーリング・オフが可能であり、これをクレジット会社にも主張して支払いを止めることになります。

また、美容品購入契約についての錯誤無効や消費者契約法の取消し、特定商取引法の取消しを主張し、これをクレジット会社に対しても主張するということが考えられます。

なお代金支払いのために事業者が被害者に対し、消費者金融からお金を借りさせるという手口もあります。この場合もしばらくは消費者金融支払分が事業者から振り込まれますが、やがてそれが途絶えると被害者は消費者金融への支払いを自己負担しなければならなくなるのです。

このように安易に契約書に署名や捺印(なついん)をすると思わぬ責任が生じることを肝に銘じなければいけません。

まとめ

以上のとおり、若者に多い消費者被害は、いずれも取引を簡単に考えて安易に契約してしまうところから発生しています。これは「契約」についての正しい知識が不足しているからです。社会生活が多くの「契約」によって成り立っていることを十分に認識させる消費者教育が充実されるべきです。また、次の被害を未然に防ぐためにも被害にあったら泣き寝入りせずに被害救済を求めて消費生活センターに相談することも重要になります。

2012年に成立した消費者教育推進法は「消費者市民社会」を実現する教育を目標に掲げており、それには消費者が積極的に活動して社会を変革することが重要です。消費者被害にあわないという受け身の姿勢ではなく、社会変革のために積極的に行動すべきであり、そのことがひいては消費者被害を減らすことにつながります。

特集2

「いいね！」でつながる若者の人間関係 —仲間意識を縛る関係不安と共依存—

土井 隆義 Doi Takayoshi 社会学者（筑波大学人文社会系教授）
社会病理学および犯罪社会学を専攻。若者たちが抱える生きづらさの内実とその社会的な背景について、青少年犯罪などの病理現象を糸口に人間関係論の観点から考察を行っている。

多発するネットトラブル

twitterやInstagramなどのSNSに投稿された不適切な文章や写真が、他のネットユーザーからの批判を浴びていわゆる炎上事件を招いたり、その投稿内容にかかわる人々に多大な迷惑をかけたりといったトラブルを引き起こしてしまう事例が、若者たちの間でしばしば目につくようになっています。なかには国家官僚が不用意な「つぶやき」を発して問題化した事例などもありますから、これは若者だけの問題ではありません。しかし、ネットユーザーが青年層に多いこともあって、そのトラブルが青年層に多くみられるのもまた事実です。

例えば、ある若者がアルバイト先のコンビニ店内で商品の陳列棚にふざけて横たわった写真を撮り、それをtwitterに載せて問題化した事件では、その店舗は閉鎖廃業に追い込まれました。この事例のように、投稿者自身は仲間内でのウケをねらっただけのつもりでネット上に載せた情報が、世間一般の人々の間にも知れわたり、多大な損害を関係者に与えてしまうケースに接すると、その不用意さはいったいどこからくるものなのかと疑問も生じてきます。

公益社団法人東京広告協会が2012年に行った「大学生の友人関係に関する意識調査」＊1によれば、今日の大学生がtwitterでつながっている相手の1位は「大学の友人」、2位は「地元の友人」、3位は「学校の先輩や後輩」でした。twitterは、LINEとは違って基本的にオープンなつながりを志向したサービスです。しかし現実には、仲間内だけで情報を共有するためのツールとして使われることのほうが多いのです。

このような事実から見えてくるのは、今日の若者たちの日常生活にとって、身近な仲間との関係維持がいかに重要な位置を占めるようになっているかです。そのため、このところ多発している若者をねらった悪質商法にも、若者たちの仲間意識に付け込み、それを逆手にとったものが目につくようになっています。実際に、友人関係を傷つけたくないという思いゆえに、マルチ商法にかかわって加害者となってしまった若者も見受けられます。そこで、ここでは近年のトラブルの背景に潜んでいる問題を、青年層の人間関係からとらえ直してみたいと思います。

人間関係の格差化とリスク

日本の社会学者の共同研究グループである青少年研究会が行ってきた「都市在住の若者の行動と意識調査」（対象：16～29歳）によれば、10年前と比較して今日の青年層の友人数は大幅に増えています。2002年の調査では平均52人だったものが、2012年の調査では平均101人へと倍増しているのです。今日の若者たちは、以前より豊かな人間関係を築いているようです。

しかしその裏では、回答者によって友人数に大きなばらつきも生じています。調査年度によっ

＊1 http://www.tokyo-ad.or.jp/activity/seminar/pdf/FUTURE2012.pdf

て散らばりにどの程度の差があるかを比較するため、標準偏差を平均値で割った変動係数＊2を求めてみると、2002年には0.88だったものが、2012年には1.48になっているのです。今日の青年層の間では、友人数の増加とともに、その格差化も進行しているといえます。

また、この調査によると、友人をたくさん作るように心がけている人ほど、友人数も増える傾向がうかがえます。それは当たり前と思われるかもしれませんが、両者の連関係数＊3を算出して比較すると、10年前よりも今日のほうが相関度が高くなっているのです。これは、それだけ既存の組織によって友人関係が定まる比重が低下していることを意味しています。社会制度によって友人関係が縛られなくなった分だけ、個人の姿勢の比重が増すことになるからです。友人数が倍増した理由の一端は、おそらく彼らの人間関係の流動性が増したことにあり、それが同時に関係の格差化も招いているのです。

このように、人間関係の流動化が進めば進むほど、そのリスク化も同時に進行していくことになります。制度によって友人関係が縛られないということは、裏を返せば、制度によって友人関係が保証されないことでもあるからです。つき合う友人を勝手に選択できる自由の増大は、相手から自分が選択してもらえないかもしれないリスクの増大と不可分なのです。こうして、気の合う友人関係に恵まれた人と、そういった出会いに恵まれなかった人との間で、友人数の格差が大きく広がり、それがリスクの拡大として認識されることにつながっているのです。

＊2　データの相対的なばらつきを示すために用いる指標。データのばらつきを示すためには、通常は標準偏差が用いられることが多いが、平均値が増すにつれて標準偏差の値は上昇するため、平均値が異なったデータ相互を比較することができない。そこで、標準偏差を平均値で割った変動係数を使って、平均値の異なったデータ相互のばらつきの度合いを比較する。

＊3　調査の結果が質的なデータで与えられた場合において、2変数の関連性の強さを示す指標。数量的なデータにおける2変数の関連性を示す相関係数の質的データ版と考えればよい。連関係数が0に近いほど2変数の関連は弱く、1に近いほど関連が強いと判断される。

関係不安がもたらす共依存

内閣府が5年おきに実施してきた青年意識調査（対象：18〜24歳）＊4によれば、友人関係に充実感を覚える若者は、1970年代以降ずっと増え続けています。先ほど指摘したように、今日では人間関係の流動性が増してきたために、既存の制度や組織によって不本意な関係を強制されることが減ってきたからでしょう。たとえ同じ組織の一員であっても、気が合わなければ無理してつき合う必要などない。そう考える若者たちは、かつてより増えていると思われます。

当然、友人関係に対して不満を覚える人は、その分だけ減るはずです。同調査によれば、そこに悩みや心配を感じると答えた人は、確かに一時は減少していました。ところが、2000年以降になると、その傾向が反転し、再び増えはじめています。人間関係の流動化がさらに進んだ結果、むしろそこに強い不安を覚えるようになったからです。人間関係への不満の減少分を凌駕（りょうが）するほど、その不安が増してきたのです。

ここには、人間関係の流動化だけでなく、もっと根源的な理由を読み取ることもできます。そもそも彼らが既存の制度に強く縛られなくなり、人間関係の流動性が高まったのは、彼らの価値観が多様化したからです。ところが、価値観の多様化によってさまざまな選択肢が横並びになると、かつてのような信念や信条を内面に持つことが難しくなってきます。それが彼らの仲間意識を過敏にしている側面もあるのです。

かつての若者たちが、成長とともに自らの内面に信念や信条を確立させやすかったのは、それらが自分が勝手に思い込んだものでなく、社会的なコンセンサスによって支えられていると感じられたからです。だから、周囲の他者の反応をそれほど気にかける必要もなく、いわば「わが

＊4　「平成25年度 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」第3部 有識者の分析 138〜146ページ 平成26年6月内閣府
http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/thinking/h25/pdf/b3_2.pdf

道」を突き進むことも比較的容易でした。たとえその時は周囲の人たちに自分の行動が理解されなくてもそこに普遍的な根拠がある以上、いずれは分かってもらえるはずだ、と割と素朴に期待をかけることができたのです。

しかし、今日のようにあらゆる選択肢が横並びになると、どれを基準にしたとしても、そこに普遍的な根拠を求めることは難しくなります。自分の選択に少しでも不具合が生ずると、別の選択肢にしておけばよかったかもしれないとたちまち不安に陥ってしまいます。そのため、今日の若者はかなり年長になってからも、具体的な評価の物差しを周囲にいる人々の反応に求めざるを得なくなっています。もとより自分の生き方をこれから模索していかなければならない若者にとって、仲間からの評価は大人以上の重さを持っているものですが、近年はその傾向にさらに拍車がかかっているのです。

内閉化する人間関係の病理

今日の若者たちには、少しでも多くの仲間に少しでも長く自分のことを見てもらっていたいという承認願望の強さが見受けられます。しかも、その仲間として彼らがイメージしている相手の多くは、ごく身近で生活圏を共にしている人たちです。そのほうが少しでも安定した承認を得られると考えているからでしょう。彼らは、「いいね！」でつながる人間関係を常に強く求めているのです。

しかし、ここには大きな落とし穴もあります。そういった閉じた人間関係を営んでいると、その関係がスムーズなときは問題ないのですが、いったん躓（つまず）いてしまうと、もう自分の居場所はどこにもないと感じられます。それを回避するため、さらに関係の維持へとのめり込んでいかざるを得なくなってしまうのです。

このようにみてくると、冒頭で指摘したSNSへの不適切な投稿に限らず、若者を取り巻くさまざまなトラブルの背後にも、仲間関係の維持に躍起になるあまり、その外部にまで想像力を働かす余裕がなくなっているという問題が潜んでいることに気づかされます。仲間の反応を常に確認しあっていなければならないので、その外部の人間の思惑にまで気を回すだけの余力が残されなくなっているのです。悪質商法に乗せられてしまうケースが多発するようになった背景にも、少しでも仲間の注意を引き、その関係を安定させたいという欲求の強さがあるのです。

流動化した今日の社会を生き抜くためのセーフティーネットとして、身近な仲間の重要性が増しているのは事実です。そのおかげで、孤立という恐怖からとりあえず逃れることはできるでしょう。しかし、関係の安定性を求めるあまり、深入りを避けて傷つけ合わないことに多大な時間と労力を費やしているとしたら、互いの内面の理解を深めることはかえって難しくなっているともいえます。そして、悪質業者から付け込まれる隙がそこに生じているともいえます。

だとしたら、今日の若者たちにとって必要なのは、昨今の風潮のように仲間との強固な絆づくりへ煽（あお）り立てられることではないはずです。その傾向にブレーキをかけ、関係を外部へと開き、人間関係の軸足を増やしていく機会を与えられることが必要なのです。若者の仲間意識に付け込むさまざまなトラブルを回避するためには、ただ個々の消費者意識を高めていくだけではなく、彼らの人間関係の特徴を踏まえたうえでの対策を考えていく必要もあるように思われます。

特集3

知っておきたい未成年者契約の取消し

高木 篤夫 Takagi Atsuo 弁護士
ひかり総合法律事務所。日本弁護士連合会消費者問題対策委員会に所属。経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案作業部会メンバー（起草者）。共著『電子商取引法』（勁草書房）等。

はじめに

人は成年になるまでは、未成年者として法律で保護されています。未成年者でも大学に入ったり就職したりして社会的にも経済的にも活動範囲が広がるといろいろな契約を締結する場面が生じます。また、いろいろな勧誘を受けて不必要に大きな買い物をしてしまうことも少なくありません。民法は、未成年者が契約をした場合、その契約を原則として取り消すことができるようにしている一方で取り消せない例外も定めています。

未成年者の契約についての原則

民法では、20歳以上が成年とされ（民法* 4条）、未成年者は「制限行為能力者」として単独で有効に契約を締結することはできません。すなわち未成年者は、その法定代理人の同意を得なければ単独で有効に契約をすることができません（5条1項）。法定代理人の同意を得ないで締結した契約は取り消すことができるものとされています（5条2項）。

法定代理人は、通常は親権者（父および母）を指しますから、未成年者が契約の当事者として有効に契約をするためには、法定代理人である両親の同意を得て自ら契約をするか、両親が未成年者に代わって（代理して）契約する必要があります。未成年者は、社会的に未成熟で経験が不十分で適切な判断ができない危険があるため、法律で保護すべきものと考えられているからです。

* 以下、断りのない場合は、民法の条文を指す。

未成年者契約が取り消せない場合❶

未成年者の行為が常に取り消せるということになれば、未成年者との契約は不安定なものとなるので契約の相手方は未成年者と契約をすることを躊躇（ちゅうちょ）せざるを得なくなります。そうなると未成年者が社会生活をするうえで必要な契約をしてもらえず、不都合が生じてしまうことにもなりかねません。そこで、民法は例外として取り消せない行為を定め、未成年者の保護が欠けることがない範囲では有効に契約できるようにしました。

(1) 法定代理人の同意を得た契約

未成年者が法定代理人の同意を得て契約をしたときは、取り消すことはできません（5条1項、2項）。法定代理人の同意を得ないまま契約しても、契約後に法定代理人が同意を与えたときには追認したことになってやはり取り消しはできません（122条）。

(2) 単に権利を得、義務を免れる行為

未成年者が単に権利を得、または義務を免れる契約も取り消せません（5条1項但し書）。このような契約は未成年者にとって有利にはなっても、不利益になることはないからです。

⑶ 自由財産の処分

法定代理人が「目的を定めて」処分を許した財産に関しては、未成年者がその目的のために単独で契約しても取り消すことはできません。文房具を買うようにと親から渡されたお金で文房具を買うような場合です。

また、「目的を定めないで処分を許した財産」を処分する契約も取り消せません（5条3項）。親から子どもにお小遣いとして与えられた金銭は通常はこれに当たります。

⑷ 許可された営業に関する行為

法定代理人に営業を許された未成年者の営業に関する行為も取り消すことはできません（6条1項）。法定代理人から未成年者が独立して営業を許されることがありますが、独立して営業を許可した以上は営業に関係する取引が単独でできないと、営業を許可された意味がなくなるからです。営業は営利目的の独立の計画的・継続的事業を指します。未成年者が仕事をしていても他人に雇われるなど独立して営業していなければ仕事に関する行為でも取り消しができます。

⑸ 婚姻した未成年者の行為

未成年者が婚姻している場合には、成年と見なされるので（753条）、未成年を理由として取り消すことはできなくなります。婚姻によって新たな経済単位の担当者となることと婚姻の独立性を阻害するおそれがあることから、婚姻を保護するために有効に契約ができるようにしたものです。

未成年者契約が取り消せない場合❷

未成年者との契約が取り消せるものとすると、未成年者と取引をしようとする者は、多くの場合、法定代理人の同意がなければ取り消されることを覚悟して契約しなければなりませんし、取消権が存続する間、契約の効力は不確定なものとなり契約の相手方が不測の損害を被るおそれがあります。民法は取引の安全を多少損なっても未成年者を保護する原則を設けていますが、未成年者と取引をした相手方を保護する必要もあるので、その調和をとる制度を設けています。

⑴ 未成年者が詐術を行った場合

行為能力者であることを信じさせるために「詐術」を用いた場合には契約を取り消すことができません（21条）。未成年者が自ら行為能力があるように振る舞って相手方に未成年者でないと信じ込ませた場合まで未成年者を保護することは適当ではないと考えたからです。

判例は、単なる黙秘は詐術にならないが、制限行為能力者であることを黙秘していた場合でも、それが制限行為能力者の他の言動などと相まって、相手方を誤信させ、または誤信を強めたと認められるときは詐術に当たるという基準を採用しています。

この判例は、成年後見制度ができる以前、浪費を理由とする準禁治産者の事案についての判決であること（現在は浪費を理由として行為能力を制限することはなくなりました）、裁判で詐術について問題になった事案の多くは浪費家の準禁治産者についての事案であったことからすると、外見上行為能力者と異ならない制限行為能力者については制限行為能力者よりも取引の安全を保護しようとして詐術の要件を緩やかに解するようになってきたものと理解できます。そこで未成年者については保護の要請が強いので詐術に当たるかどうかについてはより慎重に検討すべきという考えもあります。

未成年者について考えると、未成年者には判断能力の未熟さがあるといえますが、能力の未熟さということは軽率に行動するということも意味します。未成年者は成長して将来社会の独立した構成員になる途上の者であり、そのような軽率・未熟な者である未成年者を保護していこうという考え方により、民法は未成年者の保護を与えています。契約の相手方は未成年者であるかに十分注意を払うべきものとして詐術に該当するかを慎重に判断すべきともいえます。

また契約内容が複雑であったり代金が高額で

あれば、契約についての判断能力もそれだけ高く要求されますので、年齢によっても判断能力の高低があり、個人的な差異も考えられることから、個別具体的な取引ごとに詐術をする能力があるのかということも考慮に入れるべきです。

相手方の認識としても、18～19歳のような成年に近い年齢の場合と小学生などでは外見上未成年者か否かの判別の容易さが異なりますし、非対面取引の場合には、外見などで未成年者かどうかを判断することさえできません。現在は取引の相手方の属性の認識は基本的に取引をする本人の申告によらざるを得ません。電子商取引での契約締結の利便性に伴うリスクをどちらが負うのが公平かということも問題となります。詐術があったかどうかの判断は、このように未成年者が単に虚偽の申告をしたということだけでは判断ができないものというべきです。

また、詐術があったと認められる場合でも、相手方が行為能力者(成年)だと信じたことが必要です。詐術があったとしても相手方が未成年者だと知っていれば、そのような相手方を保護する必要はないからです。

(2) 契約の相手方の催告権・法定追認など

未成年者との契約が取り消されるかどうか不確定な状態から契約の相手方が解放されるため、未成年者契約の相手方は一定の期間を定めて法定代理人に対し、取り消すか追認するかの確答を促すことができます(20条)。その期間内に確答がない場合で、法定代理人に対して催告しても確答が得られない時は追認したものと見なされます。ただし、未成年者に対して催告をしても催告自体が無効とされます。

また、追認できる状況となった後に一定の行為があれば追認したものと見なす法定追認(125条)や取消権は追認できる時から5年で消滅する期間制限(126条)もあり、契約の相手方の不安定な地位を速やかに確定するような制度も設けています。

コラム

未成年者と電子商取引

経済産業省の「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」(以下、準則)では、「未成年者による意思表示」という論点で、未成年者取消がいかなる場合に認められるのかを解説しています。準則では、これまでに述べたような未成年者契約の取消しの基本的な理解を説明するとともに、電子商取引において未成年者取消が具体的にどのような場合に問題となるのかを解説しています。電子商取引は、対面取引のように相手の外見や言動などから未成年者かどうかを容易に判別できません。準則では特に詐術に当たるかについては、画一的判断ができるものではないということを指摘しています。

未成年者のデジタルコンテンツの購入トラブルを抑止するようなしくみも事業者によって一定程度取り入れられています。未成年者が利用者であることが契約時に登録されている携帯電話やスマートフォン端末では、電話会社が電話料金とともにゲームの課金などを請求する場合には、課金の上限を設けるなどの高額課金の予防策をとっています。しかし、このように利用者が未成年者であると確実に分かっている場合以外は、端末を操作している人が未成年者であるかどうかを確認したり課金を予防したりする方法は限られ、利用前に注意喚起の言葉を表示したり、事前に登録したパスワードなどの情報と照合したり、生年月日等の個人情報の入力などで確認するなどの手段くらいしか考えられていないので、現状では未成年者が成年者になりすますことを完全には防ぐことができません。

準則では、電子商取引の現状に鑑みて、未成年者が成年を装って生年月日や年齢を入力したことのみによって詐術を用いたと判断されるものではなく、未成年者の具体的年齢、商品・役務の性質、商品などの対象者、事業者が設定する成年・未成年者の判別のための画面構成・しくみなどといった個別具体的な事情を考慮し、実質的な観点から判断されるべきものとしています。他方、トラブル予防のためには未成年者を監督すべき地位にある法定代理人(親)も未成年者が成年者になりすましたり、親に無断でクレジットカードを使って電子商取引をしたりしないように十分に注意することも必要です。

商品先物取引の不招請勧誘規制の見直し

島 幸明 Shima Yukiaki　弁護士
2002年弁護士登録(西銀座法律事務所)。日本弁護士連合会では消費者問題対策委員会(金融サービス部会)に所属し、東京投資被害弁護士研究会(前事務局長)やMRI被害弁護団(事務局次長)等、多数の研究会や弁護団で投資被害の救済に当たっている。2014年から東京都消費生活相談アドバイザー。近著に『Q＆A振り込め詐欺救済法ガイドブック』(民事法研究会)等。

はじめに

商品先物取引とは、将来の一定の時期に、ある商品(金や原油等)について、一定の価格で売買を行うことをあらかじめ約束する取引です。商品先物取引は、少ない証拠金で多額の取引をするという「レバレッジ効果」を有することなどから、危険性の高い取引ということができます＊1。

この商品先物取引については、商品先物取引法214条9号が、いわゆる不招請勧誘(勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、または電話をかけて、契約の締結を勧誘すること)を禁止行為として定めています。

しかし、2015年1月23日、経済産業省(以下、経産省)および農林水産省(以下、農水省)は、上記のように法律で禁止されている不招請勧誘

年月	事項
1965年(昭和40年)頃～	先物取引被害の増加
1990年	商品取引所法改正(規制から育成へ)
1995年	日弁連「先物取引被害の予防・救済に関する意見書」
1996年	日本版金融ビッグバン宣言
1998年	商品取引所法改正(規制緩和方向)
2005年5月施行(2004年改正)	商品取引所法改正、勧誘の方法等に関する規制導入 ①勧誘に先立つ告知・顧客の意思確認の義務づけ ②再勧誘の禁止 ③迷惑な仕方での勧誘の禁止
2005年7月施行(2004年改正)	金融先物取引法改正(店頭のFXについて不招請勧誘禁止)
2006年6月	商品取引所法改正、損失補てん禁止、事故確認制度の導入等 参議院財政金融委員会附帯決議 「今後のトラブルが解消していかない場合には、不招請勧誘の禁止の導入について検討すること」
2007年6月	「経済財政改革の基本方針2007～『美しい国』へのシナリオ～」 「総合取引所」構想(第1次安倍内閣)
2009年7月	商品先物取引法成立(商品取引所法改正)、施行は3段階 不招請勧誘の禁止規制が含まれる
2010年6月18日	「新成長戦略」閣議決定 「総合的な取引所(証券・金融・商品の創設の推進)」
2011年1月1日	商品先物取引法完全施行、 不招請勧誘の禁止規制施行
2012年2～6月	産業構造審議会商品先物取引分科会報告書(2012年8月)「引き続き相談・被害の実態を見守りつつ…」
2013年6月14日	「規制改革実施計画」閣議決定(第2次安倍内閣) 「勧誘等における禁止事項において、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う」
2014年4月5日	経産省・農水省が「商品先物取引法施行規則及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針改正について」意見公募 (不招請勧誘規制を緩和する内容)
2014年5月30日公布	金融庁「金融商品取引法」府令改正案の公表(施行は2015年9月1日) 事実上、不招請勧誘ができないようにする内容
2015年1月23日	経産省・農水省が「商品先物取引法」省令を改正 (不招請勧誘を許容)

年表　不招請勧誘規制に関する年表

＊1　ウェブ版「国民生活」2014年9月号特集3「デリバティブの基礎知識」参照 http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201409_03.pdf

について、商品先物取引法施行規則（省令）を改正し、これを広範に許容する内容の制度改正を行いました。この省令の施行時期は、2015年6月1日です。

この省令による制度改正は、法律で定められた原則と例外を逆転させるもので多くの問題を有しています。以下、この改正の内容や問題点等を説明します。

不招請勧誘禁止規制の導入までの経緯

商品先物取引における不招請勧誘の禁止に至る取り組みについては、**年表**でまとめたとおり、長い道のりがありました。

すなわち、商品先物取引については、少なくとも昭和40年代頃（1965年頃）から深刻な被害が問題とされ、日本弁護士連合会（以下、日弁連）や各種団体から、不招請勧誘を禁止すべきという意見が多数出ていました。

そこで2005年5月、まず①勧誘に先立つ告知、顧客の意思確認の義務づけ ②再勧誘の禁止 ③迷惑な仕方での勧誘の禁止等が導入されました。

しかし、トラブルが解消される事態にはならなかったことから、2011年1月1日、商品取引所法の改正法として成立した商品先物取引法によって、不招請勧誘の禁止規制が導入されるに至ったのです。

なお、これまでに出された日弁連の意見は**表1**のとおりであり、いかにこの問題に力を入れて取り組んできたかがよく分かります。

1995年11月16日	先物取引被害の予防・救済に関する意見書
2003年11月21日	商品先物取引制度改革意見書
2010年12月10日	「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針（案）」に対する意見
2012年4月11日	商品先物取引についての不招請勧誘規制の維持を求める意見書
2012年7月27日	「産業構造審議会商品先物取引分科会報告書（案）」に対する意見
2014年4月16日	商品先物取引法施行規則及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正案に対する意見書
2015年2月20日	商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令に関する意見書

表1 日弁連の不招請勧誘規制に関する意見書

規制見直しまでの経緯

ところが、2012年2月から開催された経産省の産業構造審議会で、一部の委員から「不招請勧誘規制を見直すべき」などという意見が出るようになり、結果として不招請勧誘禁止は維持するとされたものの、「将来において、不招請勧誘の禁止対象の見直しを検討する前提として、実態として消費者・委託者保護の徹底が定着したとみられ、不招請勧誘の禁止以外の規制措置により再び被害が拡大する可能性がないと考えられるなどの状況を見極める」べきとされました。

その後、2013年6月14日、総合取引所の実現へ向けた取り組みや「勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う」ことなどを含む「規制改革実施計画」が閣議決定され、さらにいわゆる総合取引所構想の下での商品先物取引に関する不招請勧誘規制の緩和が危惧されました＊2。

これらの動きに対しては、内閣府消費者委員会が同年11月12日付で「商品先物取引における不招請勧誘禁止規制を緩和すべきでない」との意見を表明するなどし、その結果、金融庁は金融商品の先物取引に関する不招請勧誘を実質的には維持する改正府令を公表するに至りました。

しかし、経産省・農水省は、2014年4月5日、商品先物取引法施行規則等の改正案に関するパブリック・コメントを発表し、これに対する内閣府消費者委員会、日弁連や全国の弁護士会＊3、

＊2　有価証券等の金融商品や商品等一括して取り扱う取引所を設立するという構想。金商法では取引所取引については不招請勧誘禁止規制がないため、商品先物取引についても同様に扱われることが危惧された。

＊3　最終的に全国の弁護士会から反対の意見が提出された。

各消費者団体の反対にもかかわらず、2015年1月23日付けで改正省令を公表するに至ったのです。

規制（法律、政令、省令）の構造

国会で定める法律、内閣が定める政令、大臣（省庁）が定める省令（内閣府が定める場合は府令）は序列関係にあり（法律が一番上位）、法律の委任の範囲で、その細部を政令や省令で定めるものとされています[＊4]。

商品先物取引法214条９号は商品先物取引業者の禁止行為として、不招請勧誘を原則禁止するものとし、その対象となる取引を政令（商品先物取引法施行令30条）で定め、さらに「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害する恐れのない行為として主務省令で定める行為」を除外するとしています（商品先物取引法施行規則102条の２）。

そして、上記の「主務省令で定める行為」は、従前、「商品先物取引業者が継続的取引関係にある顧客」に限るものとされていました。

商品先物取引法214条９号の構造

①法律で勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問・電話での勧誘を禁止する。

②対象とする取引は政令で定めるものに限る（表２を参照）。

③委託者保護に欠けないものとして省令で定めるものは除外する。

		初期投資額を超える損失の発生しない取引	左記以外の取引
商品先物取引	取引所取引	×（除外）	○（禁止）
	店頭取引	○（禁止）	

表２ 不招請勧誘が禁止される取引の対象

※不招請勧誘禁止の対象は、個人投資家に限定される。
※初期の投資額以上の喪失が発生しないしくみの取引について勧誘する場合を除く。

＊４　ウェブ版「国民生活」2012年８月号「やさしく解説　法律基礎知識」参照
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201208_13.pdf

改正省令（見直し）の内容等

今回の省令改正は、商品先物取引法施行規則102条の２を改正し、以下の類型を不招請勧誘が禁止されない「例外」として、新たに①、②を追加したものです。

他方で省令は、契約の前後に、下記の「契約前の措置」、「契約後の措置」をとらなければならないとすることによって、委託者保護を図ろうとしています。

①他社顧客を含む、いわゆる「ハイリスク取引」の経験者に対する勧誘（FX〈外国為替証拠金取引〉等の経験者について他社顧客を追加。信用取引の経験者について、自社顧客および他社顧客いずれも追加）。

②以下のアおよびイの要件をすべて満たした者への勧誘（ただし、後述の契約前および契約後の措置を規定）。

ア　65歳以上の高齢者や年金等生活者以外の者。

イ　年収800万円以上もしくは金融資産2000万円以上を有する者または弁護士、公認会計士等の資格を有する者。

〈契約前の措置〉

- 取引のリスク（損失額が証拠金の額を上回るおそれがあること等）を顧客が理解していることを契約前にテスト方式により確認。

〈契約後の措置〉

- 「熟慮期間」（契約から14日間は取引できない）を設ける。
- 投資できる上限額を設定（顧客の年収および金融資産の合計額の３分の１。契約後１年以内は、上限額に達する証拠金の預託が必要となった場合には取引を強制的に終了）。
- 習熟期間の設定（経験不足の顧客についい

ては、90日間、その申告にかかる投資可能資金額の３分の１までしか取引できない）。
- 顧客に追加損失発生の可能性を事前に注意喚起。

　前述の要件の確認については、勧誘を受ける意思の有無を確認する際、事業者がすべての条件に該当する者でなければ契約できない旨を説明し、その説明を受けたことを当該顧客が証する書面を取得することとし、その書面を10年間保存することを要求しています。

　そして省令は、事業者に対して重点検査を行い法令に違反した事業者に対しては許可取消しを含む厳正な処分を実施する、悪質な違反行為を行った外務員を永久追放する自主規制ルールを導入する、施行１年後を目処に実施状況を確認し、必要に応じて見直し（委託者保護に欠ける深刻な事態が生じた場合には施行後１年以内であっても必要な措置を講ずる）をするなどの措置をとるとしています。

改正の問題点

　今回の省令改正の最大の問題点は、法律が定めている不招請勧誘規制の「例外」を、省令という下位規範で広く認めてしまったところにあります。特に、①FXや信用取引等の経験者について、自社との取引関係がない者に対しても不招請勧誘を許容したこと、②年収等の一定の要件を満たす者への不招請勧誘を許容したことによって、他社との取引関係の有無や「一定の要件」を確認するための連絡・説明が許容されることになり、投資の知識・意向のない者への不意打ち的な勧誘を禁止する不招請勧誘禁止の本質が大きく揺らぐことになります。

　また、年収や資産等の例外の確認を「説明を受けたことを当該顧客が証する書面」で足りるものとすると、被勧誘者が、当該書面を作成することを誘導されることによって、原則と例外が安易に逆転する事象を招くことになりかねません。

　そこで日弁連は、2015年２月20日付「商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令に関する意見書」で、このような省令は商品先物取引法214条９号の委任の趣旨を逸脱する違法なもので廃止されるべきであるとして、強く反対しています。

　また、内閣府消費者委員会の河上委員長も、2015年２月17日、省令改正の問題点を鋭く指摘し、「消費者保護の観点から、委員間で懸念が拭えない」などと「発言」したり＊5、各消費者団体も省令改正の撤回を求める意見を公表したりしています。

改正後の相談において注意すべきポイント

　当該省令改正後に消費生活センター等で相談を受けるに当たっては、以下の事項に注意しましょう。

①相談者に不招請勧誘がなされたか。
②不招請勧誘がなされた場合、当該相談者が、客観的に不招請勧誘が許容される例外を満たすのか（ハイリスク取引の経験、年収等）。
③客観的に例外を満たす場合は、契約前の措置および契約後の措置が適切に取られているか。
④客観的に例外を満たさない場合は、相談者が申告書面等を作成した事情はどのようなものか。

　日弁連は前述のとおり、本省令改正が違法であるとしていますし、経産省・農水省も施行後１年ないし深刻な事態が生じた場合には施行後１年以内であっても見直すとしています。消費生活相談の担当者には、法令が禁止している不招請勧誘が骨抜きになる事態が生じていないか、特に注意を払っていただきたいと思います。

＊5　「河上消費者委員会委員長 記者会見」
http://www.cao.go.jp/consumer/kouhyou/2015/150217_kaikenroku.html

食品の安全性や品質を科学的な視点で解説し、食品表示の見方や課題、「食品表示法」などを紹介します。

第7回

食品の保存と安全性、品質とのかかわり

板倉 ゆか子 Itakura Yukako 消費生活アナリスト
元国民生活センター商品テスト部調査役。放送大学非常勤講師、
公益社団法人全国消費生活相談員協会関東支部食の研究会顧問。

加工食品は、保存している間に、おいしさなどの品質低下や安全性に問題が生じるようになると、商品価値が失われます。

安全性の低下の点で最も影響が大きいのは、保存中に細菌やカビなどの微生物が増殖し、食中毒が発生する場合です。また、光や空気中の酸素により、食品成分中の油の酸化が進み、過酸化物質が増加することもからだに悪影響を与えます。そのほか、デンプンが老化＊1して消化しにくくなったり、シロップなどの食品に含まれる酸が缶詰内の塗装からスズなどの金属を多量に溶かすと問題になることがあります。

品質面では、湿度の変化により、食品の水分量が変化し、湿気を帯びたり、乾燥し過ぎて、テクスチュア（硬さや歯ざわりなど）が変わったり、保存場所周辺のにおいが容器の壁を通り抜けて、内部の食品に移ることで風味が変化することもあります。マヨネーズのように混和された原材料が時間とともに分離したり（細菌が繁殖しやすくなることもある）、原材料に残存している酵素が反応して成分を変質させたり、原料中の成分同士の反応が徐々に進み、変色＊2や沈殿物が生じるなどして、作りたてと風味や見た目が変わることもあります。

しかし、このように品質が低下しても、必ずしも安全性の低下に結び付くとは限りません。

例えば羊羹（ようかん）の場合、時間が経つと寒天の保水力が衰えて糖蜜が表面に広がり、硬さ、弾力、粘りが弱くなり風味が落ちるため、製造後12カ月を賞味期限＊3と設定していますが、賞味期限後さらに1年は安全性が保たれると自社のサイトで説明している企業もあります。

安全面と品質面の保持期間の差は食品によってさまざまですが、常温保存で賞味期限が長期に設定されている食品の場合は、安全面よりも先に品質面の低下が商品価値に影響することが多く、その場合、風味の低下や外観やテクスチュアの変化などの官能検査で限界と判断された期間をもとに表示の期限が設定されます。

保存性を高める技術について

昔は、干物のように乾燥させたり、佃煮（つくだに）のように食塩や砂糖の濃度を高めて水分を減らし、微生物の増殖を抑え、保存性を高めていました。食酢や梅干しで酸性にしたり、焼酎などのアルコールをうまく利用することでも保存性の高い食品が作られました。

近年は殺菌剤や保存料を使用して食品の保存性を高めることもありますが、わが国では、このような合成の食品添加物の使用を消費者があま

＊1 生デンプンを水とともに加熱するとできるのり状のαデンプンが時間が経つにつれ元の生デンプンに戻っていき、パサパサになること。

＊2 例えば、糖とアミノ酸による反応（メイラード反応）が起きて褐変するなど。

＊3 賞味期限とは、おいしく食べることができる期限を示す年月日のこと。この時期を過ぎてもすぐに食べられないということではない。

り好まないので、日持ち向上のために企業は、食品素材にも含まれる食品添加物を用いたり物理的な方法で保存性を高める努力をしています。

例えば、チルドや冷凍にして保存温度を下げたり、原材料をよく洗浄して微生物の付着量を減らし、微生物の少ないクリーンルームのような環境で低温管理をしながら製造したり、クリーンな包装材を使って、外部から微生物が付着しないようにしたり、包装後に高温、高圧での殺菌処理（レトルトなど）をするといったさまざまな技術が使われています。

容器や包装内の酸素を除くため、脱酸素剤を使ったり、脱気したり、窒素ガスや炭酸ガスで空気を置き換えたりすることで、カビなど微生物の増殖を防いだり、酸化を防止しています（表）。

水分や光などは、ラミネートフィルム＊4の包装材を使うことで、影響を抑えることもできます。

日付表示と消費者の選択

東京都の「食生活と食育に関する世論調査」の結果（2014年10月）＊5によると、食品を選ぶときに重視することは、「価格」（71.0%）に次いで、「鮮度や賞味期限」（69.1%）が第２位です。このようにわが国の消費者は、生鮮、加工を問わず、食品に対する鮮度志向が高いため、食品表示においても期限表示などの日付が最も重視されています。

その他、「食に関するアンケート結果の概要について」＊6によると、消費者が主に食品を廃棄する理由は、「食品鮮度の低下や腐敗などで食品の安全性に不安を感じたため」が59%と最も多く、次いで「食品の賞味期限・消費期限が過ぎたため」が48%となっています。しかも消費者は、店舗において、より新しい日付の製品を購入しようと行動するので、少し古くなった製品が売れ残って、最終的には、流通時に食品ロスを増やすことにもつながることが問題視されています。

同調査において、「あなたのご家庭で食べ残しを少なくするために、工夫していることは何ですか」に対する回答は、「こまめに買い物する」が49%で最も多く、次いで「冷蔵庫をまめに確認する」が40%、「賞味期限・消費期限の長いものを購入する」が37%という結果になっています。加工食品の場合、市場には、新たな技術を用いて保存性を高めた食品もあれば、昔ながらの方法で作られ、品質劣化の早い食品も混在しています。食品の購入は計画的に行い、期限までに消費できるように心がけ、店舗で食品を購入する際に、例えば、翌日に消費する食品であれば、６日後の期限を避けて７日後の期限を選ぶ意味があるかどうかといったことも考えてみたいものです。

ガスの種類	食　品	効　果
炭酸ガスと窒素ガス	魚	肉色素維持、微生物抑制
	調味加工食品	微生物抑制、うまみ保持
	かまぼこ	細菌やカビの防止
	生肉	肉色素維持、微生物抑制
	ハム	色素の酸化防止
	チーズ	脂肪の酸化防止
	カステラ	カビの発育防止
	ピーナッツ	脂肪の酸化防止
酸素と炭酸ガス	生肉	色素の発色、微生物抑制
窒素ガス	削り節	色素の酸化防止
	ドライミルク	酸化防止
	日本茶	ビタミンの損失防止
	紅茶	香気逸散防止
	油菓子	脂肪の酸化防止
	粉末ジュース	ビタミンの損失防止

表　ガス充填と食品の保存効果

「ぷりんとぴあ３：包装と印刷」（一般社団法人日本印刷産業連合会）より
http://www.jfpi.or.jp/printpia/pdf_part3_03/part3_03_003.pdf

＊4　何層にも積層（ラミネート）されて造られる包装材。２種類以上のフィルムや材料を貼り合わせることにより、複数の機能を持つ。
＊5　http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2014/10/60oau104.htm
＊6　農林水産省関東農政局東京地域センター
http://www.maff.go.jp/kanto/press/tokyo/pdf/130628-01.pdf

文／安藤 佳子 Ando Yoshiko

オーストラリア、ニュージーランド

【CHOICE（オーストラリア消費者協会）ホームページ】
http://www.choice.com.au/media-and-news/consumer-news/news/most-fish-oil-supplements-have-false-omega-3-claims-says-study-220115.aspx
【SMC ニュージーランド ホームページ】
http://www.sciencemediacentre.co.nz/2015/01/22/fish-oil-capsules-fall-short-on-quality-freshness-experts-respond/ ほか

DHA、EPAサプリメントの表示や品質に問題

脂質の中でも魚油に多く含まれるオメガ３脂肪酸のDHAやEPAは、血中の中性脂肪やコレステロールの値を調整し、炎症を抑え、心筋梗塞（こうそく）や脳卒中を予防する効果もあるとされている。体内では生成されないため、魚を食べるよう推奨されるが、必要な量を摂取できず、サプリメントを用いる人も多い。オーストラリアにおけるDHA、EPAサプリメントの売上は、年10％の伸び率、販売額は２億オーストラリアドル*を超えたことが、CHOICE（オーストラリア消費者協会）による2013年の調査で明らかになっている。

ところが、オークランド大学などの研究者がニュージーランド国内で販売されているDHA、EPAサプリメント32銘柄（うち半数がオーストラリア製）を分析した結果、DHAとEPAの含有量が表示量以上だったのはわずか３銘柄のみ、３分の２の銘柄で含有量が表示の67％以下、最も少ないものでは32％しか含まないと公表された。TGA（オーストラリア保健省薬品・医薬品行政局）のガイドラインでは、魚油サプリメントはDHAおよびEPAを90％以上含有という基準がある。TGAではこの結果に注目、対応措置の必要性を検討し始めたという。CHOICEも、ACCC（オーストラリア競争・消費者委員会）が調査に乗り出すのではないかとみている。

さらに、魚油サプリメントは劣化しやすいため、今回36銘柄について酸化度の分析結果も公表されたが、国際基準を満たしたのはわずか８％にとどまった。残念ながら、価格や消費期限、原産国の表示が、サプリメントの品質を知る目安にはならなかった。

＊　１オーストラリアドル＝約92円（2015年３月末現在）

アメリカ

【コンシューマーレポーツ ホームページ】
http://www.consumerreports.org/cro/news/2015/02/your-driving-and-car-data-could-be-at-risk/index.htm
【マーキー・レポート】
http://www.markey.senate.gov/imo/media/doc/2015-02-06_MarkeyReport-Tracking_Hacking_CarSecurity%202.pdf ほか

自動車のコンピューター化と個人情報

自動車のコンピューター化が進んでいる。衝突時のエアバッグの作動確認のために開発されたEDR（Event Data Recorder）に始まり、今では車載コンピューターシステムがドライバーの運転習性などの情報を常に収集し、オイル交換やベルト着用のタイミングを適宜知らせてくれる。また、カーナビや車載テレマティクス*などはワイヤレス接続しているため、正確な位置が分かり盗難の場合など遠隔操作によって走行不能にすることも可能である。

しかし、これらの機器はハッキングや個人情報漏えいの危険性が高いと『コンシューマーレポーツ』は懸念を表している。迷惑メール同様、オイル交換時期にはオイルのCMが現れ、お気に入りのコーヒーショップに近づくとカーナビの音声案内が流れるが、さらに不気味なケースでは、突然スピード違反の召喚状が届いたり、自動車の保険料が上がったり、自動車ローンの支払いを怠ったせいで遠隔操作により自動車を使用できなくなることさえ起こり得る。

自動車メーカーの業界団体は、収集データについてFTC（連邦取引委員会）の基準に準拠したプライバシー・ガイドラインを採択した。しかし、自動車のサイバーセキュリティーの脆弱（ぜいじゃく）性とメーカーの認識不足について報告書を公表したマーキー上院議員は、業界のガイドラインでは透明性と消費者による選択が不十分であり、NHTSA（米運輸省道路交通安全局）に対し、FTCの助言を得て連邦レベルの強い規制を導入するよう求め、同誌もこれを支持している。

＊　カーナビなどインターネット接続可能な端末を自動車に搭載し、交通情報やサービスを提供する

文/岸 葉子 Kishi Yoko

ドイツ

吸引力を重視するなら従来型掃除機

【商品テスト財団『テスト』2015年2月号】
https://www.test.de/Saugroboter-im-Test-Was-die-kleinen-Putzhilfen-taugen-4806685-0/

「ロボットが部屋を掃除してくれれば」と願う消費者は多いだろう。掃除好きなドイツ人も同様で、最近、ロボット掃除機の人気が高まっている。そこで、商品テスト財団ではロボット掃除機7商品を試買し、吸引力とナビゲーション能力を中心にテストした。

その結果、価格が高く、重量もある2商品が、総合的に「良い」と評価された。最高点の商品(4.2kg)は、床とカーペットの段差、家具の脚回り、家電のコード類など障害物を認識しながら、並行経路を無駄なく移動し、部屋の隅のごみまで吸引できた。次点の商品(3.8kg)の吸引力もおおむね良好だったが、カーペット上の吸引にはやや弱点があると評価された。また、同商品は障害物への対応能力に優れていたが、ランダムな動きをするため、同じ場所を何度も行き来することになり、掃除に時間がかかった。このほかに、カーペットの端に引っかかって停止するなど、障害物に対応できない商品もあった。

なお、同財団のアンケート調査によると、ロボット掃除機の弱点を認めつつも、満足している消費者が多かった。ただし、過去のテスト*で高評価だった従来型掃除機と比較すると、今回最高点を獲得したロボット掃除機でさえも、カーペット上の微細ごみの除去率は半分以下という結果だった。

そこで同財団は、汚れた部屋を集中的に掃除する場合、従来型掃除機が適すると結論づける。しかし、片付いた部屋に住み、掃除機に多額の費用をかけられる消費者が、毎日少しずつ掃除する目的で使うなら、ロボット掃除機も有意義だとしている。

* 商品テスト財団『テスト』2014年2月号
https://www.test.de/Staubsauger-im-Test-1838262-0/

ニュージーランド

蜂蜜中の自然毒に注意

【FSANZ 食品基準改定第152号】
http://www.foodstandards.gov.au/code/changes/gazette/Documents/Gazette-152.pdf
【ニュージーランド第一次産業省ホームページ】
http://www.foodsafety.govt.nz/elibrary/industry/dry-summer-prompts-honey-caution.htm

ニュージーランドの食生活に欠かせない蜂蜜だが、蜂蜜摂取によるツチン中毒事例が度々報告されている。ツチンとは、ニュージーランドに自生するドクウツギ科の低木“tutu”(Coriaria arborea)が産出する天然の毒性物質である。

同植物の樹液を食べた昆虫がツチンを含む甘露を分泌し、これをミツバチが集めることで、ツチン含有の蜂蜜ができるという。ツチンを体内に取り込んでもミツバチに影響はないが、人間や他の動物に対しては強力な神経毒作用を有する。液状の蜂蜜に比べると、巣の内部に毒性物質が凝縮されやすい巣蜜(コムハニー)のほうが、高濃度のツチンを摂取するリスクが高いとされる。実際、2008年4月には、高濃度のツチンを含む巣蜜を食べた22名が、重症となったという報告もある。

そこでニュージーランドでは、蜂蜜中のツチン対策に取り組んできた。2008年12月には、蜂蜜中のツチン上限を2mg/kg、巣蜜では0.1mg/kgとする暫定基準値が設定された。その後、同基準値の適用期限が延長されていたが、FSANZ(オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関)は2015年1月15日付の官報で、改定基準値を公表した。これによると、蜂蜜中のツチン上限が0.7mg/kgに下げられた。

もっとも、蜂蜜に含まれる自然毒はツチンに限られない。トルコの黒海沿岸では、マッドハニー病と呼ばれる重篤な中毒発症が報告されている。グラヤノトキシンを含むツツジ科植物に由来する蜂蜜を食べることで、発症するという*。

* BfR(ドイツ連邦リスク評価研究所)ホームページ
http://www.bfr.bund.de/cm/343/vergiftungsfaelle_durch_grayanotoxine_in_rhododendron_honigen_aus_der_tuerkischen_schwarzmeerregion.pdf

自動車やバイク、自転車をはじめとするさまざまな乗り物のしくみや法律、周辺知識などを分かりやすく解説します。

相川 潔　Aikawa Kiyoshi
くるま総合研究会(KSK)代表
2006年KSKを設立。元株式会社JAF Mate社技術映像部部長。乗り物に関する幅広い知識を持ち、全国各地で講演や実習、車両の事故や火災の原因究明などを行っている。

トラブルからみる くるまの安全と相談(4)

最終回の今回は、自動車(以下、車)の相談を受けるとき、どのような点が重要なのかを中心に、聞き取りのポイントを解説します。

車検証の確認

車検証(正確には「自動車検査証」といいます)は車の戸籍謄本ともいえるもので、さまざまな情報が記載されています(**写真1**)。

聞き取りの際は相談者の手元に持ってきてもらうようにし、できれば事前にFAXやメールで送ってもらいましょう。あまり聞き慣れない項目が記載されていますので、聞き取りに必要な項目を説明しましょう。

❶自動車登録番号又は車両番号

ナンバープレートに表示されている内容です。

❷登録年月日／交付年月日

車を登録した年月日で車検証の交付年月日になります。

❸初度登録年月(軽自動車の場合は初度検査年月)

新車として初めて登録された年月です。

写真1 車検証の見本

車検証には、その時点での所有者や使用者やその住所、使用本拠の位置(車庫証明の住所)などが記載されています。しかし、新車の登録時期や車自体の情報などは改造申請をしない限り変わりません。

❹車名

自動車メーカー名が入ります。通称名ではありませんので、注意が必要です。

❺車台番号

車固有の番号で車の特定ができます。

❻型式指定番号

車種やグレードごとに決められた番号です。

❼類別区分番号

記載があればさらに詳細な仕様が分かります。

❽所有者の氏名又は名称

ローンや割賦の場合、支払いが完了するまでは本人名義に変更できません。

❾使用者の氏名又は名称

車を使用する人なので、相談者の氏名が記載されている場合が多いと思います。

❿有効期間の満了する日

次の車検時期が分かります。

⓫備考

走行距離計表示値(今回車検時の走行距離)と旧走行距離計表示値(前回車検時の走行距離)の両者の差が車検間の走行距離になります。トラブル発生時の走行距離から今回車検時の走行距離の差を見れば、車検からの走行距離が分かります。

中古車の故障トラブル

中古車購入に関するトラブルでは、購入前の状況や購入時のやりとり、トラブル内容や交渉の経過などの聞き取りが必要です。

◉購入前の状況は？

その車を実際に見て確認をしたか、確認したときエンジンはかけたか、試乗をしたかなど具体的に聞き取りましょう。最近は、インターネット販売で中古車を購入する人が増えていますが、実車の確認や試乗などを行わなかったために後でトラブルになるケースもあります。

◉購入時のやりとり

故障時の保証内容や期間など、具体的な説明があったかどうか聞き取りましょう。相談時には、少なくとも相談者の手元には契約書を持ってきてもらうようにしましょう。

FAXやメールで送ってもらうのがベストです。

◉トラブル発生！その内容や交渉の経過

トラブル発生日時やそのときの走行距離、購入してからの経過日数や走行距離などを聞き取りましょう。

トラブルの内容を可能な限り具体的に聞き取るとともに、トラブル発生前の兆候や走行状況なども聞き取りましょう。

購入先とトラブルについて交渉していれば、その経過も聞き取りましょう。

中古車の相談では登録事項の確認を

中古車は同じ年式の同じ車種でも品質や性能の程度は同一ではありません。したがって、走行距離の多い車や年式の古い車ではトラブル原因や内容もさまざまです。

運輸支局または自動車検査登録事務所の窓口で詳細登録事項等証明書(**写真2**)を取得すると

登録事項等証明書　保存記録　(1／2)

登録年月日	登録の種別	項目名	登録事項等の内容
昭和63年 月 日	新規登録	受理番号	００
		登録番号	八王子５５
		所有者氏名	
		所有者住所	東京都八王子市
		使用者氏名	＊＊＊
		使用者住所	＊＊＊
		使用の本拠の位置	＊＊＊
平成24年 月 日	移転登録	受理番号	００
		所有者氏名	ネッツトヨタ
		所有者住所	東京都福生市
		使用者氏名	＊＊＊
		使用者住所	＊＊＊
		使用の本拠の位置	東京都青梅市
平成25年 月 日	移転登録	受理番号	００
		所有者氏名	
		所有者住所	東京都八王子市
		使用者氏名	＊＊＊
		使用者住所	＊＊＊
		使用の本拠の位置	＊＊＊
平成25年 月 日	移転登録	受理番号	００
		所有者氏名	
		所有者住所	東京都日野市
		使用者氏名	
		使用者住所	東京都日野市
		使用の本拠の位置	＊＊＊
平成25年 月 日	移転登録	受理番号	００
		登録番号	愛媛５０１
		所有者氏名	
		所有者住所	愛媛県松山市

平成26年10月6日　愛知運輸支局長

写真2 詳細登録事項等証明書の見本

名義変更などをすると車検証は新しくなり、過去の履歴は分かりません。詳細登録事項等証明書には新車からの所有者や使用者やその住所、使用本拠の位置(車庫証明の住所)などが記載されていますので、その車の履歴がある程度分かります。

その車の過去の登録地などが分かるため、例えば水没車特有のトラブルなどがみられる場合、水没の経緯があったのかを推測するのに有効です。

詳細登録事項等証明書とは？

新車時から現在までの登録事項の履歴(登録地や過去の所有者、移転による登録変更や名義変更の有無など)が記載されているもの。軽自動車は検査記録事項等証明書。

事例

トラブル内容が水没車の特徴に似ている。詳細登録事項等証明書を入手すると、過去の登録地が浸水被害にあった場所と一致した。

さまざまなトラブルや注意点

車に関するさまざまなトラブルや注意点を具体的にみてみましょう。

修復歴の有無についてのトラブル

修復歴ありとは、自動車の骨格ともいえるフレームなどのほか、溶接されたリアフェンダー*などの溶接を外して修復(修理)した場合に記録されます。

一方、ボルトなどで固定されているフロントフェンダーやバンパーなどの修理や交換は修復歴にはなりません。

このように、事故の履歴があっても修理箇所によって修復歴なしになる場合もあるのです。

並行輸入車の注意点

輸入車が日本で初めて登録されるときは、古い車でも新車扱いになり初回の車検は3年間有効です。

正規ディーラーが扱う正規輸入車は新車で輸入されますが、並行輸入車は新車以外に現地の中古車を輸入する場合が多く、走行距離は当てにならない場合も考えられます。

事例

古い輸入車(走行距離メーターは7万km程度)の中古車を購入。トラブルがあり輸入車ディーラーで調べてもらうと、車載コンピューターに残っていた履歴では20万kmを超えていた。

燃費についてのトラブル

カタログに表示されている燃費は実際の道路を走ったときのデータではありません。シャシダイナモメーターという機械の上に車を載せて定められた速度や時間で模擬走行したときに排出される排気ガスの成分から消費燃料を算出したデータです。

ハンドル操作はなく、エアコンやヘッドライトなどの電装品はすべて使わない状態で走行させています。したがって、実走行燃費との乖離(かいり)は避けられません。カタログ燃費より実走行燃費のほうが悪いのが一般的です。

また、燃費は運転操作や交通環境によって大きく変化するものです。

燃費に関する相談では、車の使用状況(乗車人員・積載物・1回の走行距離など)や交通状況(渋滞の有無・信号待ち・走行速度など)などを詳細に聞き取ることが必要です。

なお、プレミアム(ハイオク)ガソリン仕様車にレギュラーガソリンを使用すると燃費は悪化します。

参考：ウェブ版「国民生活」第3回「“くるま”なんでも教室」参照
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201311_05.pdf

* フェンダーはタイヤを囲うように取り付けられた泥よけ。リアフェンダーは後側。車では溶接によってボディと一体化している場合が多い。

竹内 和雄 Takeuchi Kazuo 兵庫県立大学准教授
公立中学校、市教育委員会を経て2012年より現職。いじめ、不登校、ネット問題等を研究。文部科学省、総務省等で子どもとネット問題についての委員を歴任。著書に『家庭や学級で語り合うスマホ時代のリスクとスキル』(北大路書房)など多数。ウィーン大学客員研究員。

海外の子どものインターネット事情(1)

―― 世界の子どもたちは今 ――

子どものネット問題は世界的課題

私は、2012年にパリとウィーンで行われたネットいじめの国際会議で発表し、2013年には欧州発達心理学会において青少年のインターネット(以下、ネット)問題に関するシンポジウムに登壇しました。2014年はウィーン大学客員研究員として、同大学で講義をしたり、欧米各地で、子どもとネット問題について調査研究に携わっています。そのため、世界の子どもたちのネット問題の状況について、情報交換する機会に恵まれています。

そのようななかで感じたのは、ネットの問題は、世界的な課題だということです。今号と次号の2回にわたって、世界の子どもたちのネット事情を紹介しますが、世界の状況を語る前に、日本の特殊事情を説明しておきましょう。

日本の事情 ―ガラケーの経験―

日本では、数年前までガラケーの全盛でした。ガラケーとは「ガラパゴス諸島で動植物が特殊な進化をしたように、日本で特殊に発展したケータイ(携帯電話)」の省略形です。ワンセグ、着メロ、赤外線通信、電子マネー等、さまざまな特徴がありましたが、ネットにつながることが最も特殊だったといえるでしょう。

1999年のi-mode開始以来、日本では携帯電話からのネット接続が盛んになり、2008年頃には、「学校裏サイト」「ネットいじめ」の言葉がマスコミ等に何度も取り上げられ、社会問題になりました。そういう経緯があり、2009年「青少年インターネット環境整備法」が施行され、18歳未満の青少年が携帯電話を持つ場合は、フィルタリングを設定することが義務づけられ、保護者の同意なしには解除できなくなりました。この法律は大きな成果を上げ、ガラケー問題はいったん沈静化しましたが、今日本ではスマホが大流行し、新しい問題に直面しています。

海外の事情 ―スマホではじめて―

海外の場合は、ガラケー時代の経験がなく、iPhone等のスマホが流行しだし、今初めて、子どもたちが手持ちの携帯電話でネット接続できるようになったのです。そのため、現在の混乱は、日本の比ではありません。つまり、日本はガラケーの発展系の課題としてスマホをとらえていますが、海外の場合、まったく新しい問題であるといって過言ではないでしょう。

写真は昨年、日本教育工学会公開シンポジウ

写真 「cyber-bullying」と「ネットいじめ」で検索した画像
欧米と日本の比較

ムのプレゼン資料用に「cyber-bullying」「ネットいじめ」で検索してヒットした画像です。上３つが欧米の「cyber-bullying」、下３つが日本の「ネットいじめ」。cyber-bullyingとネットいじめはほぼ同じ意味ですが、明らかな違いが分かるでしょうか。ネットいじめの発生源が、欧米ではパソコンなのに対して、日本では携帯電話だということを象徴的に表していて興味深いです。

ネットいじめ国際学会で

2012年６月にパリで、ネットいじめ国際学会(International Conference on Cyber bullying, Paris COST IS0801)が開催され、私は日本の現状を発表しました。日本がガラケー時代の大混乱をフィルタリングで乗り越えた経緯を話すと、諸外国の人々は非常に興味を覚えたようで、多くの人と積極的な情報交換ができました。反応はさまざまでしたが、最も印象的だったのはイギリスの研究者の発言でした。

「フィルタリングは有効だと思いますが、子どもたちが自由にネットを使うことができなくなるのはもったいないと思う。私たちの国では、保護者がしっかりと見守っているので、そういう方法は取らないだろう」と話されました。私は、「子どもたちが手元でネットができるようになるとそうも言っていられない」と主張しましたが、平行線でした。

実はこの会話には後日談があります。その研究者と約１年後に会ったときのことです。「手元にネットがあることの課題の深刻さはよく分かった。私たちの国は、日本以上に厳しいフィルタリングをする方向で考えています」

海外で日本のフィルタリングは極めて高い評判を得ています。企業がお金を出し合って、第三者機関一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)を設立して健全なサイトを認定したうえで、携帯電話事業者等にフィルタリングの提供義務を課し、18歳未満には保護者の同意がなければ解除できないよう講じたシステムは画期的です。しかも、これだけ費用のかかる取り組みを無料で提供できているのですから、すばらしいことだと言われます。

世界の中での日本の状況

しかしながら、世界に誇るべき日本のフィルタリングシステムが、現在大苦戦を強いられています。例えば、兵庫県の18歳未満の青少年におけるフィルタリング設定率の推移を見ると、2011年には72.4％だったのが、2013年には49.6％と５割を割り込んでしまっています*。

設定しない理由を中高生に聞くと「誰もしてない」「設定したら調べ物するとき困る」等の意見が出ますが、最も多いのは、「フィルタリングをしたらLINEができない」というものです。このあたりが日本の課題でしょう。

私たち日本の大人の問題です

海外の研究者と話していると彼らは「our children（私たちの子どもたち）がこうだからwe（私たち）はこうしている」と話します。「私たちの子どもたち」のために「私たち」が、です。しかし、日本では、「教師が指導すべき」「親の責任」「企業の問題」「法律を作れ！」など、They（彼ら）の問題として語られることが多いです。

まさに私たちの国の未来を背負う、私たちの子どもたちです。その子どもたちのために、それぞれが自分のできることをしなければならないと、痛感しています。試されているのは、私たち、日本の大人なのだと感じています。

＊　ウェブ版「国民生活」2014年10月号 第５回「インターネットと上手につき合う」参照
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201410_09.pdf

施工中の注意点

河合 敏男 Kawai Toshio
弁護士(第二東京弁護士会所属)
河合敏男法律事務所。国民生活センター紛争解決委員会特別委員、第二東京弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員、東京地裁調停委員等。

現場に足を運ぶ

新築住宅の建築工事が始まったら、後は全部工務店などの施工者にお任せというのは感心しません。現場で働く職人さんたちも、どんなお施主さん(建築主)の家を作っているのか不明というのでは、作る熱意も半減してしまいます。顔を見せるというのは重要なことです。

ただし、現場は勝手に入るのではなく、必ず現場監督などの現場責任者の了解を得てから立ち入ってください。危険なところ、養生中のところなどがあるので、現場責任者の指示や案内に従って入るよう注意してください。

写真やビデオ撮影する

現場に足を運ぶことは、出来具合を自分の目で確かめるという意味でも重要です。施工中の建物を写真やビデオで撮っておくと、後で問題が発生したときに役立つことがあります。記念写真のつもりで、たくさん写真を撮っておくことをお勧めします。施工者も、監理者*に報告したり下請け業者の施工を確認するなどの理由から、施工中に工事写真を撮るのが普通ですが、義務づけられているわけではなく、施工者によっては積極的に撮らない場合もあります。

要望は工事監理者に伝える

現場を見て気づいた点、変更したい点などがあるときは、直接現場の職人に言うのではなく、監理者あるいは少なくとも現場の責任者に言って対応してもらうのが原則です。現場の職人は、雇用されている会社の指示に従って施工しているので、建築主から直接指示されると混乱を招くからです。

最近はメールが多用されます。メールはお手軽で便利ですが、簡単な事務連絡程度にとどめ、重要な事項については直接顔を合わせて協議すべきでしょう。メールは誤解を生じやすく、間違って伝わったり、誤解から些細なことで感情的対立を生むこともあります。

打ち合わせに参加する

現場では、工事関係者が頻繁に打ち合わせを行いつつ、施工が進められていきます。大きな物件の現場では、現場事務所が設営されることもあります。壁紙などの色決め、照明や衛生設備の決定のほか、細かな変更や工程管理上の重要な問題が発生したときなど、できるだけ建築主も参加すべきです。

* 監理者とは、工事と設計図書を照合し、工事が設計図書どおりに実施されているか否かを確認する人のこと。監理は建築士が行わなければならない。
ウェブ版「国民生活」2014年6月号第1回「住まいの基礎知識」参照。
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201406_09.pdf

打ち合わせの内容はその場で議事録に記載されますので、建築主もその場で内容を確認して、漏れ等があれば追記してもらい、最後に参加者全員がサインします。そのコピーを必ずもらっておいてください。建築では、言った言わないの争いが非常に多いのですが、その予防に役立ちます。

日報、工程表、工事監理報告書の提出を受ける

きちんとした施工者であれば、毎日その日の工事内容について日報を作っているので、建築主もそのコピーをもらうようにしておくとよいです。また、施工者は工事着工前に、着工から完成引き渡しまでの全体の工程表を作成しますが、これ以外にも１週間ごとの工程表の作成を求め、事前提出してもらってください。工事遅延が生じたときの原因や責任の所在を判断するのに役立ちます。

建築士法20条３項は「建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、その結果を文書で建築主に報告しなければならない」と定めています。これは建物完成後に作成する監理報告書についての定めですが、１週間ごとにその週の監理報告書を提出するように、監理契約締結のときに決めておくとよいでしょう。

設計変更や追加変更工事の注意点

図面上のイメージだけだったものが、次第に具体的なかたちになってくると「やっぱりこうしたほうがよいかな」などの変更の希望が出てくることが少なくありません。しかし、当初の設計を変更するということは、新たな設計行為かつ当初予定されなかった工事の追加となるので、原則として新たな費用が発生すると考えなければなりません。また無理な設計変更は、工期が長引き、また建物全体のバランスを悪くして欠陥を生じさせる要因ともなり得ます。原則として、軽微な変更は除き、建築途中の設計変更は避けるべきです。そのためにも、最初の段階での綿密な設計が必要となるのです。やむを得ず設計変更を行う場合は、設計者、施工者とよく協議し、工期や工事代金についても、しっかり書面を作って合意してから、着手するようにしてください。

追加工事では、例えば「棚１つ吊る」というだけでも、それ自体１つの請負契約ですから、内容を明確にするために追加工事契約書を別途作るべきです。特に「Ａを止めて、その代わりにＢを入れる」というような追加変更工事は混乱を招くことが少なくありません。このことが「言った言わない」の争いとなったり、後で高額な追加工事代金を請求され「サービスの範囲だと思っていた」とか「こんなに高いとは思わなかった」など、建築主の思惑と施工者の思惑の違いからトラブルとなることが大変多いのです。そのため、追加工事についても、できればなるべく行わないほうがよいといえます。追加工事を行う場合は、煩（はん）をいとわず、設計者と相談し、工事内容と材料を決め、内訳明細の記載された見積書をとり、工事代金がいくらかをきちんと合意し、これを書面化してから実行すべきです。軽微な追加工事でそこまで要求するのが無理な場合であっても、少なくとも口頭での合意事項を打ち合わせ議事録に記載して、当事者がサインすることは最低限必要です。そうすることによって後日のトラブルを避けることができます。

第15回

消費者教育実践事例集

「公正な貿易」を通して消費活動を振り返る

山中 信幸 Yamanaka Nobuyuki 川崎医療福祉大学 教職課程センター 教授
柳学園中学・高等学校教諭、大阪教育大学非常勤講師を経て現職。社会科教育における開発教育の授業実践に取り組む他、地球的な諸課題を学習するための教材開発を研究している。

このコーナーでは、消費者教育の実践事例を紹介します。

はじめに

現代の社会では、消費者が自分の意志と判断によって商品を購入することが難しくなっているといわれています。それは、現代の社会において、商品を選択するうえで適切な判断を下すための情報が、消費者に十分に提供されていないことが原因のひとつだということでしょう。

そこで、私が本年３月まで勤務していた柳学園中学・高等学校では、高校１年生を対象に、私たちの身の回りにあるさまざまな商品に目を向け、その背景について知り、生徒がどのような消費者行動をとるかについて考察する授業実践を行いました。またその授業において、私たちの身の回りにある商品の多くは「貿易」によりもたらされているものであり、さまざまな国や地域の人々とつながっていることに気づくとともに、「公正な貿易」のあり方＊[1]についても考えることができるように工夫しました。

授業は知識獲得型の参加型学習と課題解決型の参加型学習を組み合わせて実施することが望ましいと考えました。ここでいう知識獲得型とは、アクティビティーを通して、開発問題を理解するための知識を獲得できる教材を使った学習を指し、また課題解決型とは、アクティビティーを通して、問題解決の方法を考えることができる学習のことです。生徒は、他者との対話的実践を通して自分の知識と他者との知識を関係づけたり、両者を比較して新たな疑問を見いだし、それを追及するなどの思考過程を経て「分かる」という感覚を得ることができます。

「公正な貿易のあり方」を考える授業の実践

授業は、以下のように５つのステップで行いました。

① 国際貿易について理解する

「貿易とは何か」など、国際貿易について考えるうえで必要となる知識や情報を提供する。

② 貿易による影響について考える

《用意するもの》

- **「モノ」…生産物の実物や材料の名称が書かれたカード**
  クローブ・アルミ缶・砂糖・ゴム製品・ペットボトルなどの石油製品・洗剤かポテトチップス・合板製品・エビの模型またはえびせん
- **「写真」…「モノ」を表した写真**
  アサハンダム、ゴムのプランテーション、エビの養殖池、アブラヤシの樹、合板工場、石油コンビナート、サトウキビ畑、オランダ東インド会社の紋章
- **「内容カード」…「モノ」についての歴史や、生産される状況などを説明したカード（図１）**

あらかじめ「モノ」「写真」「内容カード」をばらばらに配置します（**写真**）。そしてグループ内で

＊1　ここでいう「公正な貿易」とは「フェアトレード」のことをいうのではない。自由貿易や保護貿易、オルタナティブな貿易のどれもが「公正な貿易」だと考えることができるという視点に立っている。

話し合いながら、関係のある「モノ」「写真」「内容カード」をセットにしていきます。実は、ここで取り上げているエビやペットボトル、アルミ缶などの「モノ」はすべて日本がインドネシアから輸入している産物であり、私たちの生活に深くかかわりがあるものです。次に、これらの「モノ」の背景にある開発問題について解説をします。

このような学習活動により、生徒は身近な「モノ」とさまざまな開発問題とにつながりがあることに気づくことができると考えられます。

私はプランテーションで大量につくられました。それは自動車が発明され、自動車文化は世界中に広がり、私が大量にに使われるようになったからです。また。軍需産業の必需品にもなりました。
でも、その結果、私を作るために、プランテーションで働く人
した。朝早くか
ば鞭で打たれ、
に敷く布団も買
ず、一生プラン
としかできない

私は誰でしょう
(　　　　)

私は、マングローブの林を伐採して作られた池で育ちました。大きくなると、頭や腹わたをとられ、日本にやってきました。日本人は私のことが大好きで、世界で一番多く私を食べています。
私は、皆さんのお宅の冷蔵庫で凍えています。スーパーマーケットの冷凍品のコーナーにはいっぱい並んでいますよ。
でも、マングローブの林がなくなったせいで、その周辺の村は、洪水や高波をもろに受けることになり、村の人々は困っているっていう話を聞い

私は最初、薬として使われていました。でもプランテーションで大量に作られるようになると、紅茶に私をいれて飲まれるようになりました。特にイギリスではアフタヌーンティーという習慣もでき、私をいれて紅茶を飲むことが大流行しました。

私は誰でしょう？
(　　　　)

図1 内容カードの例

写真 「モノ」「写真」「内容カード」

③ インドネシアの状況について考える

インドネシアの街角の写真や絵を見て、気づいたことを話し合います。車同乗屋＊2、駐車係、傘貸し、屋台や露店で働く人など、インドネシアの街には資金や資格、準備をあまり必要としない職業が多いことが分かり、そして次に、なぜインドネシアではそのような人が多いのかについてグループで話し合います。

ここでは、生徒はインドネシアのすべての人に平等に、貿易による経済的利益がもたらされているとはいえない状況に気づくことができます。国全体で見ると経済的に豊かになってはいるものの、それはあくまでも、一部の人々にもたらされた豊かさであり、その国の中には深刻な格差問題があることに気づくだけでなく、その背後には日本に住む私たちの豊かな生活があるということに気づくこともできます。

つまり、これらの学習活動は、生徒に「国際貿易はすべての人を幸せにしているのか」という問いを投げかけるものとなります。

④ 国際貿易のシステムをゲームで体験する

「貿易ゲーム＊3」を活用して、国際貿易のシステムと格差が生み出されるしくみについて体験的に学びます。その後「最も公正な貿易だと考えるのは、どのような貿易ですか」という問いに対する答えとして、自らが自由貿易派か保護貿易派か、それともオルタナティブ＊4な貿易派かのいずれであるかについて各自で考えを整理します。

これまでのフェアトレードに関連した学習の多くは、まずフェアトレードありきの立場に立ち、「フェアトレードという、素晴らしい国際貿易のあり方がある。この貿易のシステムを理解し、日常生活の中に取り入れていきましょう」

＊2　インドネシアにはラッシュ時の交通渋滞を緩和するため、１台の車に３人以上乗車していないと中心部に乗り入れることができない「3in1」というシステムがあり、２人以下で走行している車に相乗りして制限を満たすという仕事がある。

＊3　紙（資源）や道具（技術）を不平等に与えられた複数のグループ（国家）の間で、富を築くことを競う、貿易のシミュレーション・ゲーム。同じルールの下でも、あらかじめ不平等な初期条件を設定しておくことで、豊かなグループはより豊かに、貧しいグループはより貧しくなるというように、経済格差が拡大していくしくみを、体験的、共感的に理解することができる。

＊4　代替物、代案、既存のものと取って替わる新しいもの。

という、メッセージを生徒たちに伝えようとするものが多かったと考えています。チョコレートやバナナなどの生産者の悲惨な労働環境や労働条件を強調し、そのメッセージ性を高めていたかもしれません。しかし、このような学習活動は、教師による誘導性が強く、生徒にとっての学びや気づきは一過性のものとなり、自らの生活に対する問い直しを図る授業にはなり難いのではと考えました。

そこで本授業の実践においては、それぞれの貿易に対する考え方を認めつつ、そのうえで自らの生活を問い直すという学習過程をたどることをねらいとしました。

⑤ 自らの消費活動を振り返る

消費者として生徒がどのような消費行動をとっていたかを振り返るために「服を買うとき、何を基準に買いますか」「その服を買うとき、その服の生産に関わっている人のことを考えましたか」などと問いかけました。

このステップは、いわゆる「振り返り」です。しかし、ここでいう「振り返り」とは、これまでの学習を通して「どんなことに気づいたか」「どんなことを学んだか」というようなことを振り返り、感想としてまとめる作業のことではありません。自らの価値観を問い直す取り組みを指しています。生徒は自分自身と向き合い、「自分はこれまで、このような問題について、なぜ知ろうとしなかったのか」「なぜ解決に向けての行動を起こそうとしなかったのか」ということについて考え、それをワークシート(図2)に記入します。そして最後に自らの決意を他人と共有するのです。

実践の成果

このような学習は、生徒に自らの日常を問い直すだけではなく、社会の変化を創り出す行動につながるのではないかと私は考えます。

生徒から以下のような感想が得られました。

- 自分が普段買っているものに、たくさんの人がかかわっていることに気づいていない自分がいることに少し驚いた。
- よくよく考えたら、今、私たちが着ている服や食べ物がどういうふうに作られたのか、考えていないことに気がついた。
- 自分は、自分で思っていたよりも冷たくて、視野の狭い人間なのかもしれないと思った。今からでも、変えていけたらいいと思う。
- 生産にかかわっている人のことを考えていなかった。それを知って、少し悪い気がしたけど、何をしたらその人たちのためになるか分からない。

これらの生徒は、学習活動の最後の振り返りにおいて「なぜ、今までそのようなことに関心を持たなかったのか」と、自らの価値観を問い直していることが分かります。

消費者教育において「公正な貿易」をテーマとした授業を実践するということは、できるだけ「フェアトレード商品」を買うように勧めるという取り組みではありません。「公正な貿易のあり方」を考え、そのことを通して自らの日常を見つめ直し、自らの価値観を問い直すことが重要なのだと考えます。つまり、消費者教育の授業の実践とは、学習者自身が、自らの生活を見直し、他者とのつながりを実感し、そのうえで日常における自らの小さな取り組みを考えるものだといえるでしょう。

あなたは何を基準にものを買いますか？

組　　番　氏名（　　　　　　）

(1)あなたが、服を買うとき、何を基準に買いますか。(例：値段が安い)

(2)あなたは、その服を買うとき、生産に関わっている人たちのことを考えましたか。

(3)もし、あまり考えることはなかったとしたら、それはなぜでしょう。

(個人的な要因)

(社会的な要因)

(4)そんな社会に住む、そんなあなたにできることはどんなことでしょう。

(5)気づいたこと、感じたこと、どんなことでも書いてください。

図2 振り返りのためのワークシート

金融商品を学ぶ

桜井 健夫 Sakurai Takeo
東京経済大学現代法学部教授、弁護士
日弁連消費者問題対策委員会幹事、国民生活センター紛争解決委員会特別委員。1978年一橋大学法学部卒、1980年弁護士登録。複数の法科大学院で2004年から消費者法を講義。

第11回

乗換えと転換

本連載では、消費者の視点で保険法と保険業法を分かりやすく解説し、
具体的な相談事例を交えながら新しい情報を届けていきます。

1. 乗換えと転換

生命保険では、既存の保険の乗換えや転換を勧誘されることがあります。いずれも、保険会社側の都合で勧誘するものであり、普通は保険契約者にとって応ずる利益はありません。

まず**乗換え**とは、現在の保険契約を解除して、その返還金を次の保険料に充てて直ちに同種の新保険契約をすることです。異なる保険会社間でも可能です。乗換えには、予定利率の低い保険に誘導される、解約控除*の負担、特別配当請求権の喪失、健康状態の悪化などで新たな保険への加入が制限される、自殺免責の期間がリセットされるなど、保険契約者に多くの不利益があります。

次に**転換**とは、現在の保険契約の積立部分や積立配当金を「転換（下取り）価格」として新しい保険契約の責任準備金または保険料に充当することによって、元の契約を消滅させるのと同時に新しい保険契約を成立させること（保険業法施行規則53条1項4号）です。同じ保険会社でのみ行うことができます。これはさらに、積立部分を「転換価格」として新しい契約の一部に充てる方法により区分され、基本転換（既契約の転換価額を転換後の主契約部分に充当）、特定転換（既契約の転換価額を転換後の定期保険特約部分に充当）、比例転換（既契約の転換価額を転換後の主契約部分、定期保険特約に比例充当）、一部転換などの種類があるとされます。

しかし、「転換価格」「新しい契約の一部に充てる」といっても消費者に一義的に内容が分かるものではありません。また、乗換えと異なり解約控除の負担はないものの、乗換えと同様に、予定利率の低い保険に誘導される、自殺免責の期間がリセットされるなどの不利益がありますし、転換時の告知義務に違反すると従来の契約が復活するなど複雑です。このようなあいまいな用語による複雑な取り扱いは、消費者の誤解や混乱を招くものであり、望ましくありません。顧客側に何らかの変更の需要がある場合は、契約内容の変更・特約追加等で対応できることが多く、転換する必要はありません。

生命保険会社が組織的に転換を勧誘する背景として、生命保険会社に不利な（つまり顧客に有利な）予定利率の契約の解消、顧客囲い込み、顧客単価アップ、責任準備金返還の先送りなどがあるといわれています。

2. 乗換え、転換の勧誘規制

乗換え、転換にはこのような問題があるので、保険業法はその勧誘について、次のような規制を設けています。

＊ 保険の解約返戻金を計算するにあたって、保険契約者の持ち分である保険料積立金から差し引かれる金額のこと。

乗換えについては、保険業者が顧客に対して、不利益となるべき事実を告げずにその申込みをさせる行為を禁止しています（保険業法300条１項４号）。不利益となるべき事実として、「一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として保険契約者が負担することとなる場合があること、特別配当請求権その他の一定期間の契約継続を条件に発生する配当に係る請求権を失うこととなる場合があること、被保険者の健康状態の悪化等のため新たな保険契約を締結できない場合があること」が例示されています（保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2（6）。なお2016年５月末以降は監督指針Ⅱ-4-2-2（7））。

転換については、それを勧める場合は生命保険募集人が、保険契約者に対し、次のイ、ロを記載した書面の交付により、既契約と新契約が対比できる方法で説明を行うことが求められています（保険業法100条の２を受けた保険業法施行規則53条１項４号、監督指針Ⅱ-4-4-1-2（4）～（7）。なお2016年５月末以降は改正保険業法294条を受けた保険業法施行規則227条の２第３項９号、234条の21の２第１項７号（特定保険）、監督指針Ⅱ-4-2-2（2）④～⑦）。

イ　既契約および新契約に関する保険の種類、保険金額、保険期間、保険料内訳、保険料払込期間その他保険契約に関して重要な事項（保険料の払込方法、契約者配当または社員に対する剰余金の分配の有無、予定利率の変動によって保険料が引き上げとなる事実、その他保険契約の特性から重要と認められる事項）

ロ　既契約を継続したまま保障内容を見直す、という別の選択肢がある事実およびその方法（特約の中途付加、追加して他の保険契約を締結するなど）

また、監督指針Ⅱ-4-2-2（5）①ウ（ウ）（なお2016年５月末以降は監督指針Ⅱ-4-2-2（2）⑩エ（ウ））は、契約概要・注意喚起情報書面の交付に加え、乗換え、転換で不利益となる可能性があることを口頭で説明するよう求めています。

このように、乗換え、転換については、販売の際の禁止事項、勧誘の際に説明する方法の規制が定められていますが、そもそも保険契約者にとって不利益になるものを勧誘すること自体が問題です。

3. 乗換え、転換の違法勧誘の効果

生命保険募集人が顧客に対して、不利益となるべき事実を告げずに乗換えや転換を勧誘した場合には、保険業法上の処分対象となります（保険業法307条１項３号）。民事的には、錯誤により無効となる場合がありますし、また、消費者契約法４条２項により取消しできる場合もあります。

転換の場合は、転換の意思表示が無効または取消しとなると、前の契約が解約されなかったこととなります。

これに対し乗換えの場合は、新契約の申込みの意思表示が錯誤により無効または消費者契約法４条により取消しとなっても、旧契約の解除の意思表示が錯誤により無効となるとは限らず、また、消費者契約法４条によっても旧契約の解除の意思表示を取消しできるとは限りません。特に生命保険会社が異なる場合は、旧契約が復活しない場合が多くなると思われます。旧契約の相手方である生命保険会社が旧契約の解除の動機を知らなければ要素の錯誤になりませんし、また、旧契約の解除を働きかけていないので消費者契約法４条の要件も満たさないからです。

4. 乗換え、転換が問題となった具体例

ケース１【転換の錯誤】

Ａは、医療特約・定期特約付終身保険（終身部分500万円）（保険①）に加入していたところ、保険募集人から「現在の保険の医療保障をさらに充実させた良い保険がある。しかも保険料が安くなる」と勧誘され、

それまでの医療特約にさらに追加するものと思い、契約（保険②）を承諾した。払い込み終了間近になって、保険①から保険②に転換をしていたこと、500万円の終身保険が無くなっていることに気づいた。元に戻せないか。

保険は１つでも複雑で理解が難しいのに、乗換えや転換では複数の保険が登場するので誤解しやすくなります。

ケース１では、保険①にも医療保障がついていたことから、良い保険がある、医療保障を充実させると言われて、死亡保障はそのままで医療保障の内容が充実したと誤解する可能性があります。その場合、保険②は錯誤により無効となり、保険①が復活します。保険①と保険②の保険料が異なっていれば、保険料の調整が必要になります。

ケース２【増額転換と告知義務違反】

医療特約付き生命保険（保険①）を契約後、保険募集人に勧められて保険金が増額となる転換をした（保険②）。その後、手術をしたので、保険金を請求したところ、告知義務違反であり、転換はなかったものとして保険①に戻ると言われた。納得できない。

転換は新たな保険契約をすることを含みますから、顧客にはその時点の疾病等を告知する義務があります。保険①の契約後に特定の疾病に罹患（りかん）し、その手術前に転換をする場合は、その疾病の罹患を告知する義務があります。この告知をしないで転換した場合、告知義務違反を理由に転換後の保険②を解除されることがあります。転換では、新契約が解除される場合は旧契約が復活することになるので、保険①が復活し、それに基づく保険給付がなされます。

ただし、転換を勧める際に担当者による告知妨害や不告知の教唆（きょうさ）があれば、保険会社は告知義務違反を理由とする解除はできなくなり（保険法55条、84条）、転換後の保険給付がなされることになります。

ケース３【乗換えと告知義務違反】

被保険者である夫が、担当者から乗換えを勧誘されて、定期付き終身保険（保険①）のうち定期保険部分を解約して新たな生命保険契約（保険②）を締結した。その際に夫は、うつ病に罹患していたことを告知しなかった。その後夫が自殺したので、保険金受取人である妻が保険②の保険金を請求したところ、保険会社は、告知義務違反を理由に保険②を解除した。

妻は、この乗換えにより保険①のうち定期保険部分（4000万円）の保険金の支払いを受けることができなくなったうえ、告知義務違反により保険②の保険金も受けることができなかった。生命保険会社の担当者の乗換え勧誘に問題はないか。

同一保険会社での乗換え勧誘のケースです。保険会社側は、「被保険者の健康状態の悪化等のため新たな保険契約を締結できない場合があること」などの不利益事実を告げずに乗換えの申込みをさせてはなりません（保険業法300条１項４号）。換言すると、保険会社側は、乗換えの勧誘をする際、保険契約の乗換えに伴う不利益を説明する義務を負います。これを怠った場合、保険契約者または保険金受取人に対し、不法行為または保険契約おける信義則上の義務違反として、損害賠償責任を負うと考えられます。

特に当初の契約から相当の期間が経過していれば、健康状態の悪化はしばしば起こり得ることですから、健康状態の変化をまず確認してその悪化がない場合に勧誘に入るべきことになるでしょう（東京地裁平成17年１月26日判決では類似のケースで健康状態の変化を調査・確認する義務を負わないとしましたが、乗換えの位置づけなどからすると疑問があります）。

苦情相談

国民生活センター 商品テスト部

水が漏れて使用できなくなった散水ホース

4カ月前に購入した長さが伸びるという散水ホースから水が漏れて使用できなくなった。ホース内側が薄くなったことや劣化したことによって、ひび割れが発生・進行し、ホースが切断に至ったためと分かり、新品と交換になった事例を紹介する。

相談内容

長さ5mの散水ホース(以下、ホース)が使用するときには水圧で15mまで伸びるというテレビコマーシャルを見た。収納に便利だと思い、インターネットで購入し、毎日朝夕2回、15分ずつ庭の水まきに使っていた。4カ月後、水まきをしていると、ホースの真ん中辺りから水が漏れ出して使えなくなった。ホースは日当たりのよい庭の水栓に掛けて保管していた。

販売業者に代替品の提供などの対応を依頼するメールを送信し9日経つが、返信がない。この商品は、ホース部に高い水圧がかかるような設計だが、ゴムの部分が水圧に耐える品質があるかどうか商品テストをしてほしい。

図1 苦情品のイメージ

商品テストおよび調査

相談を受けた消費生活センター(以下、受付センター)は、国民生活センター(以下、当センター)に商品テストを依頼した。当センターでテストを行った結果、以下のことが分かった。

(1) 苦情品の概要

苦情品(図1)は、水道の蛇口につないで使用するホースであった。通常時は5mのホースが使用時に水圧で15mまで伸びるため、収納や持ち運びに便利とのことであった。

図2に通水時の状態と各部位の名称等を示す。エクスパンドラバーを「ホース内側」、青い柔軟な素材を「ホース外側」と呼ぶこととする。

図2 通水時の状態

(2) 外観調査および通水確認

苦情品の外観を調査すると、ホース外側と両端のコネクターに破損や傷は見られなかった。しかし、ホース外側が収縮できずに伸長したままになっており、苦情同型品(当センターで比較のため購入)が5m15cmの長さに対し、苦情品は12m50cmであった。苦情品のホース外側を触って確認してみると、ホース内側のエクスパンドラバーが複数カ所ひび割れており、その位置は散水側コネクターから3m35cm、水道側コネクターから2mであった。

また、ホース外側の色と散水側コネクターの注意表示が書かれているタグの色が苦情同型品と比較して色あせていた。次に、苦情品を蛇口につなぎ水を流したところ、ホース内側の切断部付近からホース外側へ水が漏れ出しており、散水用ホースの機能を有していなかった。

(3) 内部調査

苦情品のホースを切断し、ホース内側の断面を調査すると、厚みが均一ではなく偏りがあり、薄い部分が見られた(図3)。比較のため、苦情同型品も切断して調査したところ、厚みの偏りはなく、全体的に苦情品よりも厚みがあった。苦情品の厚みの偏りは局所的なものではなく、ホース内側全体に同様の傾向がみられた。また、ホース内側の表面を調査すると、ひび割れが見られ、特に厚みの薄い部分でひび割れが大きかった。

(4) 耐圧テスト

相談者宅に供給されている上水道の平均水圧の2倍の水圧を苦情同型品に加えた結果、苦情品のような破損は見られなかった。

図3 ホース断面の比較

(5) 繰り返し通水テスト

苦情同型品を真っすぐ伸ばして繰り返し通水テストを行った結果、ホース内側の厚みが薄くなったが、苦情品のような厚みの偏りは見られず、表面にひび割れもなかった。

(6) 曲げて使用した状態を想定したテスト

苦情同型品を曲げて通水し一晩放置した結果、苦情品のように厚みの偏りが見られ、曲げた部分の外側の厚みが特に薄くなっていた。

(7) 表示

苦情品および苦情同型品のいずれにも取扱説明書が同梱され、商品の注意表示としてホースにタグが付けられていた。苦情同型品の取扱説明書には「高温多湿や直射日光を避け、風通しの良い場所に保管してください」との保管方法に関する注意書きと、「外装部分に損傷があると内側が過膨張し破裂する場合があります。ご使用の前には必ず外装部の確認を行ってください」との使用に関する注意書きが見られたが、苦情品の取扱説明書には同様の表示がなかった。また、苦情品のホースに付けられていたタグの表示は色あせて読めなかった。

結果概要

受付センターは、商品テスト結果を相談者に説明した。相談者は、「ホースを曲げて使うことはないので苦情同型品を真っすぐ伸ばして繰り返し通水テストした結果に問題がなかったのなら、新品との交換を希望する」とのことだった。

受付センターから販売業者に、相談者が商品の交換を希望していることを伝え、商品テストの結果を説明して改善を要望した。販売業者からは、商品の注意表示としてつけるタグは退色しにくい色と材質に改め、品質の改良に努める、相談者の希望どおり新品と交換するとの回答を得た。

第35回

山村 行弘 Yamamura Yukihiro
弁護士。第一東京弁護士会所属
一般民事・刑事事件、知的財産、法律相談などを手がける。
協力：萩谷雅和（萩谷法律事務所）

マンションの水道管から赤さびが出たら？

相談者の気持ち

マンションの１室を購入し、貸しています。賃借人に水道から赤サビが出て困っているので修理してほしいと言われました。区分所有者が修理しなければならないのでしょうか？

本件のようにマンションの給水管の修理が必要となった場合、まずはマンションの管理規約を確認してください。給水管について、管理組合と区分所有者のどちらが管理責任を負うのか明記されていれば、それに従うこととなります。他方、給水管についての管理責任が規定されていない場合は、修繕が必要な給水管が、専有部分なのか共用部分なのかで結論が異なります。

専有部分とは、区分所有権の目的たる建物の部分をいい（建物の区分所有等に関する法律２条３項）、各住戸部分がこれに当たります。共用部分とは、専有部分以外の建物の部分、専有部分に属しない建物の附属物および規約により共用部分とされた部分をいい（同法２条４項、４条）、例えばエントランスホールやエレベーターホール、共用廊下、宅配ボックス、防災センターといったスペース等がこれに該当します。

専有部分は、その管理責任を区分所有者が負いますので、修理は区分所有者の責任と負担において行う必要があります。他方、共用部分は管理組合が管理責任を負いますので、修理は管理組合の責任と負担（修繕積立金から捻出）で行います。このことから、本件においては、管理規約に規定がない場合、問題の給水管が専有部分に属すれば区分所有者において修理する必要があり、共用部分に属していれば管理組合に修理を求めることができることになります。

この点、一般的な管理規約*によると、給水管については、本管から各住戸メーターを含む部分までが共用部分と規定されており、メーターよりも部屋側にある部分は、専有部分とされています。したがって、メーターよりも外側の部分の修繕は管理組合が、メーターよりも部屋側の修繕は区分所有者が行うことになるというのが一般的な考え方です。

もっとも、給水管が、床下のコンクリート部分に埋設されているような場合、これを区分所有者が日常的に管理することは現実的には困難でしょう。そこで、そのような場合は、その管理責任は管理組合に帰属するものと考えるべきです。この点について、判例には、天井裏の排水管の枝管について、これを上の階の部屋から点検、修理することが不可能であることなどを理由に、共用部分に当たるとしたものがあります（最高裁平成12年３月21日判決）。

* マンション標準管理規約
http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/07/070123_3/03-1.pdf

暮らしの判例

消費者問題にかかわる判例を
分かりやすく解説します

国民生活センター 相談情報部

通所者の転倒事故について、介護施設に対し、医師に受診させる義務違反を認めた事例

本件は、介護施設への通所者が送迎車両から降車しようとして転倒した事故について、介護施設には速やかに医師に受診させる義務があったとして損害賠償請求した事案である。

裁判所は、介護施設Yに対し、具体的に予見可能な危険について、利用者の安全を確保すべき義務を負っているとした。そして、Yの職員が車いすを利用する他の通所者の乗車介護を行っていたところ、Xが勝手に車を降りようとして転倒したことについて、同職員には過失はないものの、その後、Xが痛みを訴えているにもかかわらず速やかに医師の診察を受けさせなかったことにつき、Yに債務不履行が認められるとした(東京地裁平成25年5月20日判決、『判例時報』2208号67ページ)。

原　告：X(通所者)
被　告：Y(介護施設)
関係者：A(Yの職員)
B(Yの職員、看護師)
C(本件宿泊施設の宿直担当者)

事案の概要

X(事故当時87歳)は、2001年頃から認知症の兆候が生じ始めた。2004年当時の要介護度は「要支援」であり、物が盗られたなどという妄想や預金通帳を繰り返し再発行するなどの行動が目立ち始めていたほか、入浴を拒否するようになっていた。

Xの後見人は、介護負担を軽減するため、2004年10月28日、Yとの間で、本件介護施設における通所介護サービスの提供を受けることを内容とする本件契約を締結し、同年11月1日よりサービスの利用を開始した。

Xは、2009年11月29日、本件介護施設における介護サービスを受け、午後4時頃、付属する宿泊施設(本件宿泊施設)に移動するため、本件車両の側面にある出入口から自力で同車両に乗車した。

本件介護施設の当日利用者の中で、本件宿泊施設に宿泊予定の者はXを含めて5名であり、本件車両の送迎サービスはAとBの2名が介助等を担当していた。

その後、Aは、Xが本件車両の運転席のすぐ後ろの席に座ったので、Xにシートベルトを締めるよう指示した。

そのうえで、Aは、他の利用者の介助のために本件車両の後方にある車いす用の出入口方向に向かったが、車いすを利用する他の利用者に対する乗車介助をしようとした直後、「痛い」というXの声を聞いて、Xが本件車両から降車しようとして転倒している状態を現認した(本件事故)。

このとき、Bは、本件車両に背を向け、本件介護施設の出入口付近で他の利用者を誘導していた。

Aは、Xの声を聞いて本件事故に気づき、Xのもとに駆け寄ったところ、Xが「右足が痛い」と訴えたので、BとともにXを立たせて服を脱がし、右足のつけ根や腰を確認したが、外傷、熱感、腫れなどの異常所見は確認できなかった。このため、Aは、Xがその後も歩く際に痛みを訴える状態ではあったものの、自力歩行が可能であったこと、看護師であるBから特段の指示もなかったことから、Xの状態はすぐに医療機関の診察が必要なものではないと判断し、本件車両でXを本件宿泊施設まで送った。

Xが本件宿泊施設に到着した後も歩く際に痛みを訴えたので、Aは再度外傷等の確認を行ったが、異常所見は確認されなかったため、そのままXを宿泊させてようすを見ることにした。本件宿泊施設に宿泊していたXは、同日午後7時頃、自分でトイレに立ったが、本件事故後からの腰等の痛みが治まることはなく、継続している状態にあった。同日の宿直担当者で、施設内を2時間置きに巡視していたCは、その頃、以上のようなXの状態を確認していた。

Xは、翌日の朝、前日より増して足の痛みを強く訴えたため、同日午前10時頃に自宅に戻された後、整形外科病院に搬送された。Xは、同病院で右大腿骨頸部骨折の診断を受け、同日、人工骨頭置換手術を受けるために総合病院に入院し、同年12月2日、同手術を受けた。

Xは、Xが送迎車両に乗降する際、Y職員がXを見守るなどしてその安全を確保すべき義務があったのに、これを怠ったため転倒したこと、そのうえ、同職員が速やかにXに医師の診察を受けさせる義務を怠ったため翌日まで受傷状態のまま放置されたことにより、肉体的・精神的苦痛を被ったなどと主張して、Yに対し、債務不履行または不法行為に基づき、約1370万円の損害賠償を求めた。

理　由

1. 通所介護施設の義務

本件契約は、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるように利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて通所介護サービスを提供することを主な目的とするものである。

Yは、本件契約に基づき、利用者個々の能力に応じて具体的に予見することが可能な危険について、法令の定める人員配置基準を満たす態勢の下、必要な範囲において、利用者の安全を確保すべき義務を負っていると解するのが相当である。

2. 転倒事故について

Xは、本件事故のあった2009年11月当時、認知症のために物忘れなどの症状が認められたものの、要介護区分は5段階中最も軽い「1」であった。Y職員において、Y職員が他の利用者の乗車を介助するごく短時間の隙に、Xが不意に動き出して車外に降りようとしたことについて、これを具体的に予見するのは困難であったと認められ、Y職員が、他の利用者のため、しばしの間着席していたXから目を離したことが、介護のあり方として相当な注意を欠くものであったということもできない。

Yが本件事故当時、常時Xが転倒することのないように見守るべき義務を負っていたとは認められず、本件事故が、Yの安全配慮義務違反によって生じたものであるとはいえない。

3. その後の必要な診察を受けさせるべき義務

本件契約においては、「現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合」には、被告が利用者の家族または緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等の必要な措置を講ずる旨が合意されており、こうした内容の介護を引き受けたYには、利用者であるXの生命、身体等の安全を適切に管理することが期待されるもので、介護中にXの生命および身体等に異常が生じた場合には、速やかに医師の助言を受け、必要な診療を受けさせるべき義務を負うものと解される。

遅くともCがXの痛みの状態を確認した11月29日午後7時頃までには、医師に相談するなどして、その助言によりXの痛みの原因を確認し、医師の指示に基づき、その原因に応じた必要かつ適切な医療措置を受けさせるべき義務を負ったというべきである。

しかるに、Aは、本件宿泊施設の宿直担当者であったCからXの状態についての必要な情報を得たうえ、医師に対してXの状態を説明してその指示を受けることは容易であったにもかかわらず、このような措置をとることなく、翌朝まで、Xを本件宿泊施設に留め置いたことが認められ、Yは、Xに対する本件契約に基づく前記義務に違反したものと言わざるを得ない。

4. 賠償されるべき損害

Y（AないしC）が、医師に対し、本件事故の状況やその後のXの症状等について説明をしたうえで、Xの痛みの原因や必要な措置に関する助言を受けていれば、直ちに、痛みを生じている部分（骨折部分）を固定し、医療機関を受診するようにとの指示を受けることができたものと認められるから、Xが翌朝まで右足大腿骨骨折の傷害について適切な医療措置を受けることができなかったことによって生じた肉体的精神的苦痛について、Yは債務不履行による損害賠償義務を免れないというべきである。その損害賠償額は20万円を下らないものと認められる（不法行為に基づく請求について検討しても、同額の損害額を超えるものではない）。

解　説

1. 本判決の意義

老人ホーム入所契約また通所契約をめぐる事故については、既にいくつかの裁判例が出されており、本判決はこれに新たな事例を付け加えるものである。本判決については、Xの状態からして転倒についてY側の過失を否定したことは評価でき、また、高齢者が転倒した場合のリスクとその対処の必要性からして、医師の診察を受けさせる等の義務の違反を認めたことも妥当である。

通所者ないし入所者の状況により施設側に要求される注意義務の程度は変わるものであり、認知症の程度が進んでいる場合には本人が痛いと訴えていなくても、転倒などの事故があったならば必ず念のために医師の診察を受けさせる義務を導くことも可能である。また本判決では、損害として、遅滞なく適切な治療を受けられなかったことによる肉体的精神的苦痛を問題にしており、この種の事案において今後参考とされるものである。

以下には、関連判例を参考までに紹介しておく。

2. 転倒・転落事故

本件と同じ通所介護契約につき、介護施設の職員が目を離した間に、昼寝から目を覚ました被介護者が転倒した事例で、通所介護契約の「利用者は、高齢等で精神的、肉体的に障害を有し、

自宅で自立した生活を営むことが困難な者を予定しており、事業者は、そのような利用者の状況を把握し、自立した日常生活を営むことができるよう介護を提供するとともに、事業者が認識した利用者の障害を前提に、安全に介護を施す義務がある」さらに、被介護者の見守りが不十分であったとしてその責任を認めた判決がある（**参考判例①**）。

また、認知症対応型共同生活介護施設における高齢者のベッドからの転落による負傷事故につき、施設の責任を認めるにつき、利用者の生命身体に危害の及ばないように必要な措置をすべく契約上の安全配慮義務を認めた判決がある（**参考判例⑤**）。

また、介護老人保健施設において、入所中の高齢者がベッドから立ち上がる際に転倒することがないように配慮しなければならないのに、これを怠り転倒させたとして債務不履行を認めた判決がある（**参考判例⑧**）。

3. 誤嚥事故

高齢者の誤嚥（ごえん）事故も多く、責任肯定例として、以下のような事例がある。特別養護老人ホームにおいて、75歳の入所者が、職員による介助を受けて食事中に、こんにゃくを食べさせた後、口の中の確認または嚥下（えんげ）動作の確認する注意義務を怠って、はんぺんを引き続いて食べさせ、喉（のど）に食べ物を詰まらせて死亡した事例で、老人ホームの使用者責任が肯定されている（**参考判例②**）。その他、特別養護老人ホームに短期滞在をしていた高齢者がパンを喉に詰まらせて死亡した事例（**参考判例③**）でも老人ホームの責任が認められている。

他方、介護付有料老人ホームにおける食事中の誤嚥死亡事故につき、施設に食事の開始から終了まで逐一見守るべき義務まではないとして、債務不履行が否定されている（**参考判例⑦**）。

4. 高齢者の入院中の事故

高齢者の入院中の事故についても老人ホームと同様の問題が生じ、実際いくつかの判例が出されている。高齢の入院患者については、高齢者ケア施設と同様の配慮義務が病院側には負わされ、例えば、入院中の高齢者におにぎりを食べさせた際に患者が誤嚥し死亡した事故につき、病院側の損害賠償責任が認められている（**参考判例④**）。また、入院患者が車いすから透析用ベッドへの移動に際して、病院職員が介助を継続しなかったため転倒し遅延性無意識障害になった事例で、病院の責任が認められている（**参考判例⑨**）。他方、責任を否定した判決もある（**参考判例⑥**）。

参考判例

①福岡地裁平成15年8月27日判決
（『判例時報』1843号133ページ）

②名古屋地裁平成16年7月30日判決
（判決文入手）

③大阪地裁平成18年11月29日判決
（『判例タイムズ』1237号304ページ）

④福岡地裁平成19年6月26日判決
（『判例タイムズ』1277号306ページ）

⑤大阪地裁平成19年11月7日判決
（『判例時報』2025号96ページ）

⑥大阪地裁平成19年11月14日判決
（『判例タイムズ』1268号256ページ）

⑦東京地裁平成22年7月28日判決
（『判例時報』2092号99ページ）

⑧東京地裁平成24年3月28日判決
（『判例時報』2153号40ページ）

⑨東京地裁平成24年11月15日判決
（『判例タイムズ』1388号264ページ）

村 千鶴子 Mura Chizuko　東京経済大学現代法学部教授・弁護士　日本消費者法学会理事
専門は契約法、消費者法。国民生活センター消費者判例情報評価委員会、経済産業省消費経済審議会、東京都消費者被害救済委員会などの委員を務める。著書に『Q&A消費生活相談の基礎知識－知っておきたい民事のルール』（ぎょうせい）、『誌上法学講座－特定商取引法を学ぶ－』（国民生活センター）ほか多数。

保証（2）

1 はじめに

前回は、基本的な単純保証人と日常的によく利用されている連帯保証人について取り上げました。今回は、**根保証人**と**身元保証人**について取り上げます。

2 根保証と普通の保証の違い

保証人とは、主たる債務者Ａがその債務を弁済期日に弁済しなかった場合に、代わって弁済する義務を負う人を意味します。

例えば、Ａが債権者Ｂから300万円の借金をしたときを例に考えてみましょう。Ａが弁済期日になったのに300万円を弁済しなければ、保証人Ｃはこれを弁済しなければなりません。Ａが、300万円（とその利息や遅延損害金の合計額）を弁済すれば、保証人Ｃの債務も消滅します。この点は、単純保証人も連帯保証人も同じです。

ところが、根保証人の場合にはこれとは違います。Ａが300万円を弁済したとしても、根保証人Ｃの債務は消滅しません。このように根保証は、通常イメージする保証人とはだいぶ違うものです。

3 根保証とは枠としての保証

分かりやすくいうと、根保証とは、ＡがＢに対して負う一定の範囲の金銭債務について、一定限度額まで枠として保証をするものです。「枠についての保証」と考えれば、ある程度イメージしやすいでしょうか。

日常的に根保証が利用されるのはビジネス上の事業資金の借り入れや商品などの仕入れ代金などの債務です。例えば、Ａ社がＢ銀行から事業資金について金銭消費貸借契約をする場合に（主たる債務の性質を特定するための枠の設定に当たります）、根保証の上限金額（これを「**極度額**」といい、金額の枠に当たります）と根保証をする期間を３年間など（これが時間的な枠を意味します）と決め、この枠の範囲内でＣに保証人となってもらいます。つまり、Ｃは、Ｂ銀行と根保証契約を締結します。

Ａ社はＢ銀行との間で事業資金の借り入れと弁済とを繰り返します。根保証人Ｃは、根保証期間の最後に残ったＡ社のＢ銀行に対する借金について、極度額まで保証責任を負うことになります。

保証人Ｃは、Ａ社の経営には関与していないことも少なくありません。Ａ社の経営状態は刻々と変化するので、Ｃが根保証人となったときには経営状態がよかったとしても、将来のことは

予想できません。経営に関与しない立場のCにとっては、リスクが大きいといえるでしょう。

そもそも保証人制度は、主たる債務者は保証人の信用力に依存して借金ができるメリットがあり、債権者は債権回収のための担保を得るメリットがありますが、保証人には経済的なメリットはありません。根保証は、将来の見込みが分からない事業資金の借り入れなどについても保証責任を負うものですから、連帯保証人に比べて責任が重い不利な取引だといえるでしょう。

典型的なトラブル事例

根保証をめぐる典型的なトラブルは、以下のような事例です。

A社が事業資金500万円をB銀行から借り入れるに当たって、B銀行から根保証人が必要だと言われ、Cに依頼しました。このような場合には、通常、銀行が求めるのは単純保証人や連帯保証人ではなく、根保証人であることが普通です。そこで、Cは極度額500万円、期間5年間という条件で、B銀行と根保証契約をしました。

その時、A社はB銀行から事業資金として金500万円を借り入れ、その後Aは500万円を返済し、その旨をCに報告しました。その後も、Aは繰り返し500万円、300万円、200万円…と事業資金の借り入れと弁済とを繰り返していました。事業資金の借り入れでは、これはごく普通のことです。

Cは、A社から、最初の500万円を弁済したと報告を受け、自分の保証債務は消滅したものと思っていました。

ところが、数年後に、B銀行から、A社が経営難となり破産したので残債務のうちの極度額500万円の範囲で弁済するようにと請求されました。

Cは、A社から、自分が保証人となったときの借り入れの500万円は弁済したとの報告を受けており、保証債務は消滅しているはずだと主張しました。しかし、B銀行は、「Cは根保証人になっているので、現時点で残っているA社の債務のうちの500万円を弁済する義務がある」と請求してきました。契約書を確認したところ、「CはA社がB銀行から借り入れる事業資金について、限度額500万円、根保証期間5年間について根保証をするもの」と明示されていました。

4 根保証に関する民法のポイント

かつては、銀行は極度額も根保証期間も無制限の根保証契約を日常的に行っていました。そのため、根保証人は、忘れたころに莫大（ばくだい）な保証債務の請求をされるというトラブルが絶えませんでした。そこで、民法では保証人が自然人である金銭の貸し渡しや手形割引を含む保証契約（**貸金等根保証契約**）について、極度額を定めないものを無効と定めました（民法*465条の2第2項）。また、根保証期間については、5年を上限とし、期間の定めがない場合には3年間とするものと定めています。5年を超える契約をした場合には、この期間の定めは無効となるので、期間の定めがない場合と同様に期間は3年間ということになります（465条の3）。

根保証契約の内容を明確化することにより、根保証人の責任の範囲を明確にしたわけです。

また、根保証期間満了の時点だけでなく、主たる債務者が破産した場合、主たる債務者や根保証人が死亡した場合にも、保証債務の対象となる範囲は確定されることになっています。

（貸金等根保証契約の保証人の責任等）
第465条の2　一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であってその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（以下「貸金等債務」という。）が含まれるもの（保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。
2　貸金等根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。
3　第446条第2項及び第3項の規定は、貸金等根保証契約における第1項に規定する極度額の定めについて準用する。

＊　以下、断りのない場合は、民法の条文を指します。

（貸金等根保証契約の元本確定期日）
第465条の3　貸金等根保証契約において主たる債務の元本の確定すべき期日（以下「元本確定期日」という。）の定めがある場合において、その元本確定期日がその貸金等根保証契約の締結の日から5年を経過する日より後の日と定められているときは、その元本確定期日の定めは、その効力を生じない。
2　貸金等根保証契約において元本確定期日の定めがない場合（前項の規定により元本確定期日の定めがその効力を生じない場合を含む。）には、その元本確定期日は、その貸金等根保証契約の締結の日から3年を経過する日とする。
3、4　―略―

（貸金等根保証契約の元本の確定事由）
第465条の4　次に掲げる場合には、貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、確定する。
一　債権者が、主たる債務者又は保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。
二　主たる債務者又は保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。
三　主たる債務者又は保証人が死亡したとき。

5 身元保証人とは

保証人とはいってもこれまで説明した保証人とは違う極めて特殊なものに身元保証人があります。企業に就職するときなどに身元保証人を求められる場合があります。一種の「人物の保証」程度に考えて、親や親戚の人が身元保証人になることが多いようですが、身元保証人とは一体何でしょうか。

身元保証人については、1933（昭和8）年制定の「身元保証ニ関スル法律」（以下、身元保証法）があります。この法律では、身元保証契約とは、「被用者ノ行為ニ因リ使用者ノ受ケタル損害ヲ賠償スルコトヲ約スル」ものをいうと定めています。

つまり、被用者（会社に雇用された従業員）が、業務上会社に損害を与えた場合に、本人に代わってその損害賠償をする者を意味します。典型的な損害としては、使い込みなどの業務上の横領、業務で使用していた自動車で交通事故を起こした場合の被害者への賠償責任などです。横領事件では、業務の内容によっては金額が巨額に上る場合があります。業務上の交通事故では被害者に対して損害賠償責任を負うのは使用者（雇用主である会社）ですが、会社は、事故を起こした従業員の故意過失によって被った損害を賠償請求できます。身元保証人がある場合には、身元保証人に対しても請求できるわけです。交通事故では被害者に第一級の後遺障害が残った場合には、労働可能年齢までの逸失利益、後遺障害慰謝料に加えて、平均余命までの全面介護に必要な介護費用を賠償する義務を負うことになります。つまり、損害賠償金額は億単位という高額になる可能性があります。

このように身元保証人の責任とは、予測ができないうえに、極めて高額となる可能性があるものです。

身元保証人になる人の中には、単なる人物の推薦人になった程度の認識の場合があるかもしれませんが、そういった「人情」的なものではないので、本人の人柄をよく知っていて信頼できるのでなければ引き受けることはできないものです。また、人間は環境や時間の経過で変化していきます。身元保証人になった時点では人柄もよく分かっていて信頼するに値する人であったとしても、時間の経過や仕事の内容、さまざまな人生経験の中で変化していきます。

そこで、法律では、期間を定めない身元保証契約の期間は3年間とし、契約で期間を定める場合にも5年間を上限と定めています（身元保証法1条）。5年間を超える契約をした場合には、5年間に短縮されます（同法2条）。

第1条　引受、保証其ノ他名称ノ如何ヲ問ハズ期間ヲ定メズシテ被用者ノ行為ニ因リ使用者ノ受ケタル損害ヲ賠償スルコトヲ約スル身元保証契約ハ其ノ成立ノ日ヨリ3年間其ノ効力ヲ有ス　但シ商工業見習者ノ身元保証契約ニ付テハ之ヲ5年トス

第２条　身元保証契約ノ期間ハ５年ヲ超ユルコトヲ得ズ　若シ之ヨリ長キ期間ヲ定メタルトキハ其ノ期間ハ之ヲ５年ニ短縮ス
２　身元保証契約ハ之ヲ更新スルコトヲ得　但シ其ノ期間ハ更新ノ時ヨリ５年ヲ超ユルコトヲ得ズ

6 使用者の報告義務

　このように身元保証人は、大変責任の重いものですから、同法では、「一　被用者ニ業務上不適任又ハ不誠実ナル事跡アリテ之ガ為身元保証人ノ責任ヲ惹起スル虞アルコトヲ知リタルトキ、二　被用者ノ任務又ハ任地ヲ変更シ之ガ為身元保証人ノ責任ヲ加重シ又ハ其ノ監督ヲ困難ナラシムルトキ」には遅滞なく、身元保証人に通知すべきことを使用者（雇用主である会社）に義務づけています（同法３条）。つまり、従業員が使い込みをしたとか、交通事故を起こしたなどということが発覚した場合、あるいは職場の配置転換でより責任の重い仕事に就いた場合などには、会社は身元保証人に速やかに通知をする義務があるわけです。

　この通知を受けた場合には、身元保証人は、その時点で身元保証人をやめることができます（同法４条）。その時点で事故を起こしていた場合には、既に起こしてしまった損害賠償責任は負うことになりますが、その時点で身元保証契約を解消して将来の責任を免れることができるものと定められています。会社から通知が無くても、身元保証人がそういう事実を知った場合には、同様に契約を解除することができます。

　これらに反して身元保証人に不利な特約はすべて無効です（同法６条）。

　また、身元保証人の損害賠償責任は、具体的事情に応じて裁判所が減額できます。例えば、会社の監督や指導が不十分だったなどの事情があれば、損害賠償額が減額されることがあり得るということです。

第３条　使用者ハ左ノ場合ニ於テハ遅滞ナク身元保証人ニ通知スベシ
一　被用者ニ業務上不適任又ハ不誠実ナル事跡アリテ之ガ為身元保証人ノ責任ヲ惹起スル虞アルコトヲ知リタルトキ
二　被用者ノ任務又ハ任地ヲ変更シ之ガ為身元保証人ノ責任ヲ加重シ又ハ其ノ監督ヲ困難ナラシムルトキ

第４条　身元保証人前条ノ通知ヲ受ケタルトキハ将来ニ向テ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得　身元保証人自ラ前条第１号及第２号ノ事実アリタルコトヲ知リタルトキ亦同ジ

第５条　裁判所ハ身元保証人ノ損害賠償ノ責任及其ノ金額ヲ定ムルニ付被用者ノ監督ニ関スル使用者ノ過失ノ有無、身元保証人ガ身元保証ヲ為スニ至リタル事由及之ヲ為スニ当リ用ヰタル注意ノ程度、被用者ノ任務又ハ身上ノ変化其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌ス

第６条　本法ノ規定ニ反スル特約ニシテ身元保証人ニ不利益ナルモノハ総テ之ヲ無効トス

7 身元保証人の地位の相続

　身元保証人が死亡した場合に、契約に基づく身元保証人としての地位は相続人に相続されるでしょうか。

　契約に基づく債権債務は、財産権の一種として相続の対象となるのが原則です。例えば、保証人としての債務は連帯保証人でも根保証人でも相続の対象となります。ただし、委任の場合には当事者間の信頼関係が基礎にあるものですから、委任者の死亡も受任者の死亡も、契約の終了原因となります。

　身元保証契約も、被用者を人格的に信頼できると思うかどうかということがポイントになる大変個人的なものです。そこで、昭和２年７月４日大審院判決（今でいえば、最高裁判決です）では、身元保証人というのは一身専属的なものであるので相続の対象とはならないと判断しました。ただし、既に損害賠償責任が発生して具体的な金銭賠償の義務が生じている場合には、相続の対象になります。

消費者問題を　よむ・しる・かんがえる

国民生活

ウェブ版

独立行政法人
国民生活センター

ウェブ版

国民生活

2015
4

No.33

特集

若者を取り巻くトラブル
―学生を中心に―